

令和7年
第1回臨時会

東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会会議録

令和7年3月18日

東京二十三区清掃一部事務組合議会

令和7年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会会議録 目次

期日	1
場所	1
出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	1
出席議会事務局職員	2
議事日程	2
開会・開議	4
会議録署名議員指名	4
諸般の報告	4
例月出納検査の結果の報告	4
令和6年度定期監査等の結果報告	4
挨拶（吉住健一管理者）	5
日程第 1 会期の決定について	5
日程第 2 議案第13号 中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	5
日程第 3 議案第14号 多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	5
日程第 4 議案第15号 豊島清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	5
日程第 5 議案第16号 有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	5
日程第 6 議案第17号 葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	5
提案理由説明（高垣克好総務部長）	6
委員会付託	7
会議時間の延長	7
休憩	7
再開	7
日程の追加	7
追加日程第 1 議案第13号 中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事	

			請負契約の締結について……………	8
追加日程第	2	議案第14号	多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工 事請負契約の締結について……………	8
追加日程第	3	議案第15号	豊島清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事 請負契約の締結について……………	8
追加日程第	4	議案第16号	有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事 請負契約の締結について……………	8
追加日程第	5	議案第17号	葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事 請負契約の締結について……………	8
財務委員会審査結果報告（福沢剛委員長）			……………	8
採決			……………	9
管理者挨拶（吉住健一管理者）			……………	10
閉会			……………	10

令和7年第1回

東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会

- 1 期 日 令和7年3月18日(火)
- 2 場 所 東京区政会館 191会議室
- 3 出席議員(18名)
 - 1番 千代田区 秋谷こうき
 - 2番 中央区 瓜生正高
 - 4番 新宿区 ひやま真一
 - 5番 文京区 白石英行
 - 6番 台東区 高森喜美子
 - 8番 荒川区 北城貞治
 - 9番 品川区 渡辺ゆういち
 - 10番 目黒区 おのせ康裕
 - 12番 世田谷区 おぎのけんじ
 - 13番 渋谷区 丸山高司
 - 14番 中野区 酒井たくや
 - 16番 豊島区 芳賀竜朗
 - 18番 練馬区 福沢剛
 - 19番 墨田区 佐藤篤
 - 20番 江東区 山本香代子
 - 21番 足立区 ただ太郎
 - 22番 葛飾区 伊藤よしのり
 - 23番 江戸川区 藤澤進一
- 4 欠席議員(5名)
 - 3番 港区 鈴木たかや
 - 7番 北区 大沢たかし
 - 11番 大田区 松原秀典
 - 15番 杉並区 井口かづ子
 - 17番 板橋区 田中やすのり
- 5 出席説明員
 - 管理者 吉住健一
 - 副管理者 深井祐子

監査委員	山本泰人
監査委員	橋本正彦
総務部長	高垣克好
調整担当部長	古館陽
清掃事業国際協力室長	渡部洋一
施設管理部長	中尾正巳
処理技術担当部長	南洋介
建設部長	真島健司
計画推進担当部長	阿閉聡
総務課長	増谷尚余
清掃事業国際協力課長	三羽憲和
管理課長	鈴木和歌
計画推進課長	山本泰弘

6 出席議会事務局職員

事務局長	市川保夫
書記	市田朋子
同	木内昌彦

7 議事日程

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 議案第 1 3 号 中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

日程第 3 議案第 1 4 号 多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

日程第 4 議案第 1 5 号 豊島清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

日程第 5 議案第 1 6 号 有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

日程第 6 議案第 1 7 号 葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

8 追加議事日程

追加日程第 1 議案第 1 3 号 中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

- 追加日程第 2 議案第 1 4 号 多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工
事請負契約の締結について
- 追加日程第 3 議案第 1 5 号 豊島清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事
請負契約の締結について
- 追加日程第 4 議案第 1 6 号 有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事
請負契約の締結について
- 追加日程第 5 議案第 1 7 号 葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事
請負契約の締結について

○おのせ康裕副議長 地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行います。

ただいまから、令和7年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

初めに、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第112条の規定に基づき、12番おぎのけんじ議員、13番丸山高司議員を会議録署名議員に指名いたします。

次に、諸般の報告について事務局長から報告いたします。

○市川保夫事務局長 御報告申し上げます。

1 令和7年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会の招集について

2 議案の送付について

3 説明員の出席について

以上、3件につきましては、お手元に文書の写しを配付しておりますので、内容の朗読を省略いたします。

なお、本日、御出席いただいている議員は18名でございます。

○おのせ康裕副議長 次に、例月出納検査の結果報告及び令和6年度定期監査等の結果についての報告が監査委員から提出されておりますので、事務局長から報告いたします。

○市川保夫事務局長 御報告申し上げます。

1 令和7年1月分例月出納検査の結果報告について

2 令和6年度定期監査、工事及び委託監査、財政援助団体（東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会）監査の結果について

3 令和6年度行政監査の結果について

4 令和6年度財政援助団体等（東京エコサービス株式会社）監査の結果について

以上、4件につきましてはお手元に文書の写しをお配りしておりますので、配付をもって報告とさせていただきます。

○おのせ康裕副議長 ここで管理者からの発言の申出がありますので、これを許可い

たします。

吉住管理者。

○吉住健一管理者 管理者の吉住でございます。

令和7年第1回臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、各区議長の皆様におかれましては、大変御多忙の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、当組合の運営につきまして、日頃からの御理解と御協力に、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会に提出いたします案件は、契約案が5件でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

○おのせ康裕副議長 管理者の挨拶が終わりました。

これより日程に入ります。日程第1を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第 1 会期の決定について

○おのせ康裕副議長 会期についてお諮りいたします。

今臨時会の会期は、会議規則第4条第1項第2号の規定に基づき、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○おのせ康裕副議長 御異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、日程第2から日程第6までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第 2 議案第13号 中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

日程第 3 議案第14号 多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

日程第 4 議案第15号 豊島清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

日程第 5 議案第 16 号 有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の
締結について

日程第 6 議案第 17 号 葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の
締結について

○おのせ康裕副議長 これらの案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○高垣克好総務部長 議案第 13 号から議案第 17 号までの 5 議案につきまして、提案理由及びその内容を一括して御説明申し上げます。

本案は、東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、提案するものでございます。

初めに、議案第 13 号、中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結についてにつきましてでございます。

契約の方法は、随意契約、契約金額は、6 億 2, 590 万円、契約の相手方は、大阪府大阪市住之江区南港北一丁目 7 番 89 号、カナデビア株式会社、取締役社長、桑原道、代理人、東京都品川区南大井六丁目 26 番 3 号、カナデビア株式会社東京本社、環境営業統括部長、金谷孝之でございます。

次に、議案第 14 号、多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結についてにつきましてでございます。

契約の方法は、随意契約、契約金額は、3 億 9, 930 万円、契約の相手方は、兵庫県神戸市中央区脇浜町一丁目 4 番 78 号、株式会社神鋼環境ソリューション、取締役社長、佐藤幹雄、代理人、東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号、株式会社神鋼環境ソリューション東京支社、東京支社長、西山学雄でございます。

次に、議案第 15 号、豊島清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結についてにつきましてでございます。

契約の方法は、随意契約、契約金額は、5 億 9, 400 万円、契約の相手方は、兵庫県神戸市中央区脇浜町一丁目 4 番 78 号、株式会社神鋼環境ソリューション、取締役社長、佐藤幹雄、代理人、東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号、株式会社神鋼環境ソリューション東京支社、東京支社長、

西山学雄でございます。

次に、議案第16号、有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結についてにつきましてでございます。

契約の方法は、随意契約、契約金額は、4億4,550万円、契約の相手方は、神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目4番2号、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社、代表取締役社長、野口能弘、代理人、神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目4番2号、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社、国内事業部営業部長、二橋仁郎でございます。

最後に、議案第17号、葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結についてにつきましてでございます。

契約の方法は、随意契約、契約金額は、5億6,100万円、契約の相手方は、兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目2番33号、株式会社タクマ、代表取締役社長、南條博昭、代理人、東京都港区芝浦三丁目9番1号、株式会社タクマ東京支社、支社長、丸田元太でございます。

以上が提案理由及びその内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○おのせ康裕副議長 提案理由の説明が終わりました。これらの案については所管の財務委員会に付託いたします。

ここで、議事の都合により、あらかじめ会議時間を延長いたします。

この際、付託案件の委員会審査のため、会議を暫時休憩いたします。

休 憩（午後4時08分）

再 開（午後4時33分）

○おのせ康裕副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、財務委員長から委員会の審査報告書が提出されました。審査報告書の写しをお配りしておりますので、写しの配付をもって御報告いたします。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、議案第13号ほか4

件を本日の日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○おのせ康裕副議長 御異議なしと認めます。よって、議案第13号ほか4件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1から追加日程第5までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第 1 議案第13号 中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

追加日程第 2 議案第14号 多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

追加日程第 3 議案第15号 豊島清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

追加日程第 4 議案第16号 有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

追加日程第 5 議案第17号 葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

○おのせ康裕副議長 これらの案につきまして、財務委員長の報告をお願いいたします。

福沢財務委員長。

○福沢剛財務委員長 財務委員会に付託されました、議案第13号から議案第17号までの5議案につきまして、審査経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会では、理事者より議案の内容について説明を受けた後、審査に入りました。

審査に当たっては、委員より補修整備期間の短縮、減価償却や新しい技術の導入による施設の延命化が分かる資料の提出について質疑及び意見があり、採決の結果、委員会は議案第13号から議案第17号までの5議案につきましては、いずれも全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

これをもって、財務委員会の報告を終わります。

○おのせ康裕副議長 ただいまの報告に対し、御質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○おのせ康裕副議長 御質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより採決をいたします。

財務委員会の審査結果はいずれも原案可決でございます。

初めに、議案第13号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○おのせ康裕副議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第14号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○おのせ康裕副議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第15号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○おのせ康裕副議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第16号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○おのせ康裕副議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第17号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○おのせ康裕副議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決いたしました。

以上で、今臨時会の日程は全て終了いたしました。

ここで、管理者から発言の申出がありますのでこれを許可いたします。

吉住管理者。

○吉住健一管理者 第1回臨時会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げます。

本日提出いたしました議案につきまして、慎重に御審議いただき、いずれも原案どおり可決を賜り、誠にありがとうございました。本日の議決に基づき、適正に事業執行を行ってまいります所存でございます。

年度末の大変お忙しい時期ですので、議長の皆様におかれましてはどうか御健康に十分御留意いただき、これからもますます御活躍されますことを心よりお祈り申し上げまして御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○おのせ康裕副議長 管理者の挨拶が終わりました。

以上をもちまして、令和7年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会を閉会いたします。

閉 会（午後4時37分）

会議録署名議員

副議長 おのせ 康 裕

議員 おぎのけんじ

議員 丸 山 高 司

資

料

令和7年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会
議事日程

令和7年3月18日（火）午後3時50分開議

- | | | |
|------|-----------|----------------------------------|
| 日程第1 | 会期の決定について | |
| 日程第2 | 議案第13号 | 中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について |
| 日程第3 | 議案第14号 | 多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について |
| 日程第4 | 議案第15号 | 豊島清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について |
| 日程第5 | 議案第16号 | 有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について |
| 日程第6 | 議案第17号 | 葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について |



6清総総第694号
令和7年3月11日

東京二十三区清掃一部事務組合議会
議長 田中 やすのり 様

東京二十三区清掃一部事務組合
管理者 吉住 健一

東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会の招集について（通知）

本日、別紙写しのとおり令和7年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会を招集する告示をしたので通知します。



東京二十三区清掃一部事務組合告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、
令和7年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会を次のとおり
招集する。

令和7年3月11日

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 吉住 健一

1 期日

令和7年3月18日（火）

2 場所

東京区政会館 19階 191会議室

3 付議事件

- (1) 中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
- (2) 多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
- (3) 豊島清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
- (4) 有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
- (5) 葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について



6清総第740号
令和7年3月11日

東京二十三区清掃一部事務組合議会

議長 田中 やすのり 殿

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 吉住 健一

議案の送付について

令和7年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会に提出する議案を、下記のとおり
送付します。

記

- | | |
|--------|----------------------------------|
| 議案第13号 | 中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について |
| 議案第14号 | 多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について |
| 議案第15号 | 豊島清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について |
| 議案第16号 | 有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について |
| 議案第17号 | 葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について |



6 清総総第 7 4 1 号
令和 7 年 3 月 1 1 日

東京二十三区清掃一部事務組合議会
議長 田中 やすのり 様

東京二十三区清掃一部事務組合
管理者 吉住 健一

説明員の出席について（通知）

令和 7 年 3 月 1 1 日付け 6 清議第 2 1 0 号により要求のあった、令和 7 年第 1 回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会における執行機関の出席者を下記のとおり通知します。

記

（出席者職・氏名）

管 理 者	吉 住 健 一
副 管 理 者	深 井 祐 子
監 査 委 員	山 本 泰 人
監 査 委 員	橋 本 正 彦
総 務 部 長	高 垣 克 好
調 整 担 当 部 長	古 舘 陽
清 掃 事 業 国 際 協 力 室 長	渡 部 洋 一
施 設 管 理 部 長	中 尾 正 巳
処 理 技 術 担 当 部 長	南 洋 介

建 設 部 長	真 島 建 司
計 画 推 進 担 当 部 長	阿 閉 聡
総 務 課 長	増 谷 尚 余
清 掃 事 業 国 際 協 力 課 長	三 羽 憲 和
管 理 課 長	鈴 木 和 歌
計 画 推 進 課 長	山 本 泰 弘



東京二十三区清掃一部事務組合
議 会 議 長 殿

6 清監第 1 1 8 号
令和 7 年 3 月 3 日

東京二十三区清掃一部事務組合
監査委員 橋本 正彦
監査委員 山本 泰人
監査委員 大沢 たかし

令和 7 年 1 月末現在における例月出納検査の結果報告について

このことについて、地方自治法第 2 3 5 条の 2 の規定により検査を実施したので、
同条第 3 項の規定により、その結果に関する下記の報告を提出します。

記

1 検査実施日
令和 7 年 2 月 1 8 日 (火)

2 検査の結果
今回は令和 7 年 1 月末時点における例月出納検査を実施した。
出納金については、組合指定金融機関等から提出された諸証書と照合の結果、
いずれも計数上一致し過誤のないことを確認した。
歳入歳出の現計、予算の執行状況及び現金の保管状況は次のとおりである。

- ・歳入歳出現計表 別表 1
- ・現金保管状況調査 別表 2
- ・歳入調書 別表 3
- ・歳出調書 別表 4

別表 1 歳入歳出現計表

令和7年1月末現在 (単位:円)

一般会計	収入済額		支出済額		現金現在高	対予算額			
	上段 本月分 下段 累計	上段 本月分 下段 累計	上段 一時借入金 下段 繰越金	繰越金		収入率 (%)		支出率 (%)	
歳入歳出予算額						本年度	前年度	本年度	前年度
102,598,617,320	9,902,859,567 69,256,481,264	12,575,730,378 58,231,154,998	0	0	11,025,326,266	67.5	74.4	56.8	61.6
歳入歳出予算外経理に属する現金					2,897,022,643				
基金繰替運用					0				
合 計 額					13,922,348,909				

別表 2 現金保管状況調査

令和7年1月末現在 (単位:円)

区 分	金 額	区 分	金 額
普通預金	13,922,348,909	当座預金	0
定期預金	0	現金	0
通知預金	0	その他	0
譲渡性預金	0	合 計	13,922,348,909

別表 3 歳入調書

令和7年1月末現在 (単位:円)

一般会計	収入済額		上段 還付未済 下段 不納欠損	収入未済額	収入率 (%)			
	上段 予算額 下段 調定額	上段 本月分 下段 累計			対予算		対調定	
					本年度	前年度	本年度	前年度
分担金及び負担金	48,000,000,000 43,999,868,000	3,999,988,000 39,999,880,000	0	3,999,988,000	83.3	83.4	90.9	91.0
使用料及び手数料	15,335,198,000 12,664,663,064	1,277,653,335 11,554,590,039	0	1,110,073,025	75.3	76.8	91.2	89.7
国庫支出金	6,137,736,000 0	0 0	0	0	0.0	0.0	-	-
財産収入	86,571,000 88,284,751	12,941,557 85,500,408	0	2,784,343	98.8	104.2	96.8	99.8
寄附金	3,500,000 3,736,000	0 3,736,000	0	0	106.7	283.1	100.0	100.0
繰入金	3,777,095,000 3,777,095,000	3,777,095,000 3,777,095,000	0	0	100.0	0.0	100.0	0.0
繰越金	2,925,751,320 5,119,624,289	0 5,119,624,289	0	0	175.0	810.7	100.0	100.0
諸収入	12,608,766,000 9,788,800,435	835,181,675 8,716,055,528	0	1,072,744,907	69.1	84.0	89.0	89.9
組合債	13,724,000,000 0	0 0	0	0	0.0	0.0	-	-
合 計	102,598,617,320 75,442,071,539	9,902,859,567 69,256,481,264	0	6,185,590,275	67.5	74.4	91.8	84.8

別表 4 歳出調書

令和7年1月末現在 (単位:円)

一般会計	上段 予算額 下段 予備費充用	予算現額	支出済額		予算残額	支出率 (%)	
			上段 本月分 下段 累計	繰越金		本年度	前年度
議会費	12,885,000 0	12,885,000	124,060 5,147,534	7,737,466	39.9	37.0	
総務費	1,350,749,000 0	1,350,749,000	101,810,397 863,414,294	487,334,706	63.9	59.6	
清掃費	81,677,978,320 0	81,677,978,320	11,866,456,451 45,553,132,707	36,124,845,613	55.8	59.5	
職員費	11,403,989,000 0	11,403,989,000	607,339,470 9,131,180,494	2,272,808,506	80.1	82.1	
公債費	5,445,315,000 0	5,445,315,000	0 2,678,279,969	2,767,035,031	49.2	49.7	
諸支出金	2,407,701,000 0	2,407,701,000	0	2,407,701,000	0.0	0.0	
予備費	300,000,000 0	300,000,000	0	300,000,000	0.0	0.0	
合 計	102,598,617,320 0	102,598,617,320	12,575,730,378 58,231,154,998	44,367,462,322	56.8	61.6	



6清監第123号
令和7年3月6日

東京二十三区清掃一部事務組合
議会議長 殿

東京二十三区清掃一部事務組合
監査委員 橋本正彦
監査委員 山本泰人
監査委員 大沢たかし

令和6年度定期監査、工事及び委託監査、財政援助団体（東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会）監査の結果について（報告）

このことについて、地方自治法第199条第1項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき下記のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

なお、前監査委員樋口高顕及び池田裕一は令和6年6月25日まで関与し、山本泰人監査委員及び大沢たかし監査委員は同年6月26日から関与しました。

記

第1 定期監査

1 監査実施期間

令和6年5月7日から令和7年2月18日まで実施した。

2 監査対象

総務部、清掃技術訓練センター、清掃事業国際協力室、施設管理部、各清掃工場及び中防処理施設管理事務所、建設部、会計室、監査事務局、議会事務局

3 監査の範囲と観点

(1) 監査の範囲

令和5年4月1日から監査実施当日分まで

ただし、契約関係は令和5年度分の事務処理について監査した。

(2) 監査の観点

主に令和5年度の財務に関する事務の執行を中心として事務事業の執行全般を対象に、法令に適合し正確に行われているか、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか等に留意して監査を実施する。

重点監査項目：契約事務全般

Z010402

4 監査の方法

定期監査については、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）監査基準並びに令和6年度監査計画に基づき、監査資料の書類審査及びヒアリング等により行った。

また、令和6年度は新たに、代表監査委員による本庁各課ヒアリングを実施し、前年度指摘事項や事業効率化への取組状況について確認を行った。

5 監査の結果

対象事務について、次に述べる指摘事項については、早急に事務処理の見直しや改善を行い、より適正な事務の執行に努められたい。

なお、指摘には至らないが是正や改善が必要な事項は、監査委員の命を受けた監査事務局長を通じて注意・指導を行ったが、適切な対応に努められたい。

監査委員の指摘・意見と、局長注意・指導の区分は、次のとおりとする。

区分	内容
指摘	1 法令・条例・規則に違反している事項 2 著しく不経済な支出又は著しい損害が生じている事項 3 予算を目的外に支出している事項又は著しく妥当性を欠く事項 4 すでに指摘等をした事項で改善の努力がなされていないもの
意見	適正な事務・事業執行、組織運営の合理化等の視点から留意や努力を求めるもの
局長注意・指導	指摘事項には該当しないが、是正や改善を要するもの * 「監査事務局長注意・指導事項」として関係部局に文書で行う。

(1) 指摘事項について

※各項目末尾の（ ）内に当該事例の発生所管名、【 】内に本庁事務所管名を併記した。

① 契約事務について（重点監査項目）

ア 合理的な理由を欠く分割発注について

清掃工場で使用している薬剤の買入れ（単価契約）については、本庁で一般競争入札による一括調達を行うことで経済性の確保に努めているとされてきた。しかしながら契約を複数に分割し、近年は薬剤の価格が高騰していることを背景に契約数が増加し、令和5年度は前期・後期で合わせて、重金属固定剤については24本、苛性ソーダについては11本、アンモニア水については10本、活性炭は4本の分割発注になっている（契約金額合計約20億円）。

これらの薬剤は全ての清掃工場で同一仕様であるにもかかわらず、前期と後期で異なる納入工場を組み合わせることで予定価格が全て6千万円を超えないように分割発注されていた。

所管課への調査では、入札不調を防ぎ、安定的・確実に薬剤を調達する必要があるとのことであったが、一般的にこのような細分化は、契約の公平性や競争性を阻害し、事務作業を煩雑にする不経済な行為とみなされる。

また、明確な必要性や客観的合理性を欠く分割発注は、条例で定められた議会の議決を回避しようとする意図を持ったものともみなされかねない。単価契約による定例的な消耗品の購入とはいえ、高価で重要な財産の取得を民主的に決定するという地方自治法の趣旨と、納税者への説明責任の観点か

らは、予定価格が6千万円を超える契約案件については、議会の議決に付していくことが求められる。
所管課においては、総価契約への切り替え等、より透明性や経済性の高い合理的な発注方法に改善するとともに、契約所管課においては、このような不自然な分割発注を防止し、適正な契約執行を確保するため、入札の経過や結果に対するチェック機能を強化し、善管注意義務を発揮して監視と指導にあたらされたい。
(施設管理部技術課)【総務部契約管財課】

イ 口頭での契約行為による物品購入について

令和6年2月に、7か所の工場・所において、同一価格で同一事業者とドライブレコーダー購入契約を交わしていた(契約金額総額約48万円)。これは、本庁において予算流用により一括購入の競争入札を行ったが不調となったため、予算を各工場・所に執行委任し、口頭で特定の事業者に発注した内容を、少額随意契約で購入させていたものである。

競争に基づかない不適切な契約行為であることに加え、同時期に独自に購入と取付けを行った工場では、上記契約の約半額の価格で購入できていたことから、不経済な支出であったことも指摘せざるを得ない。適切な予算執行と自治体契約の原則に則った事務処理を徹底されたい。
(施設管理部管理課)

ウ 合理的な理由を欠く特命随意契約について

「小型家電再資源化処理実証確認委託」(契約金額約46万円)と「木製家具等再資源化処理実証確認委託」(契約金額約111万円)において、前年度に事業者の協力によりおこなった実証実験とのデータの継続性を特命理由としていたが、仕様書や報告書には、前年度からの事業の継続性を必要とする要件や報告内容が見当たらなかった。

事業の実験段階であっても公費を支出していることに変わりはない。自治体契約の基本である透明性、競争性、公平性を担保できる手法で実施できるよう検討されたい。
(施設管理部技術課)

エ 履行確認の徹底について

工場の物品購入案件において、納品が確認されていないにもかかわらず、合格の検査調書を作成し支出行為を行っていた。

その他、工事案件についても、仕様書で提出指示をしている書類や成果物が揃っていない状態で検査合格としている事例は、今年度も各所属で散見される状態である。

清掃一組の検査員は、その専門性や経験を活かし、工事や物品購入の契約が確実に履行されているかを最終的に確認し、代金を支払ってよいかを判断する責務を担っている。施設の安定運営を支える重要な立場であることを認識し、緊張感を持って職務にあたらされたい。

また、本庁事務所管課においては、検査員が必要な知識や技術が習得できるよう、研修会やチェックシート活用の仕組みを整備するなどして履行確認の徹底をはかられたい。
(各清掃工場・所)

② 金券管理の徹底について

複数工場において、料金改定された有料ごみ処理券(総額約4万円)の還付手続きを怠り、令和6年3月末に抹消手続きを行うこととなった。

また、切手については、適切に管理されていたものの、年度末にまとめて購入し、年度を超えて保

有する慣習が残っている工場が見受けられた。

金券は適切に管理をして亡失等の事故を防ぐことはもちろん、会計年度独立の原則に従い、必要以上の余分を保管することのないよう注意をされたい。
(各清掃工場・所)

③ 近接地外旅費の適切な執行について

焼却灰資源化事業にかかる効率的な旅費の執行については、これまでも度々指導をしてきているところであるが、令和5年度においても近接地外旅費を総額で約300万円を執行していた。

旅行の主目的は処理施設等への実地確認であるが、関係者等との連絡体制の整備や実施状況確認については、「焼却灰の資源化管理調整業務委託」として外部委託契約を行い、受託者の業務になっており清掃一組職員が同行して行うべきものではない。

受託者との役割分担をより明確にするとともに、必要性を十分に精査した、効率的かつ効果的な旅行となるよう見直しを図られたい。
(施設管理部管理課)

第2 工事及び委託監査

1 監査対象

総務部、清掃技術訓練センター、施設管理部、各清掃工場、中防処理施設管理事務所及び建設部所管の契約金額100万円以上の工事（修繕含む。）及び委託

2 監査の実施期間・範囲・方法

種別 項目	契約金額100万円以上500万円 未満の工事及び委託	契約金額500万円以上の 工事及び委託
監査実施 期間	令和6年5月7日から 令和7年2月18日まで	令和6年8月30日から 令和7年2月18日まで
監査範囲	令和5年度に契約したもの又は契約 変更したもの	・令和5年度に契約したもの又は契約変 更したもの ・令和4年度以前に契約したもので、令和 5年度内に完了したもの、又は令和6年 度以降継続しているもの
監査方法	対象となる工事及び委託529件中 120件（22.7%）を抽出し、定期 監査時に併せ、監査資料に基づき書 類審査及び疑問点等の確認を行った。	対象となる工事及び委託460件中95 件（20.7%）を抽出し、監査資料に基 づき書類審査及び疑問点等の確認を行っ た。

3 監査の観点

主に令和5年度に実施した工事及び委託契約を対象に計画、設計、積算、契約、施工等の各段階において、技術面、事務処理ともに工事等が適正かつ効果的に行われているかを主眼とし、安全性の観点にも留意して監査を実施する。

重点監査項目：設計・積算

4 監査の結果

監査対象となった工事及び委託については、概ね適正に執行されていたが、次に述べる一部の指摘事項については、財政効果も大きいことから、事務処理の見直しや改善を行い、より適正な事務の執行に努められたい。

(1) 指摘事項について

※各項目末尾の（ ）内に当該事例の発生所管名、【 】内に本庁事務所管名を併記した。

① 特命随意契約の理由や仕様内容を適切に記すべきもの

「主灰のセメント原料化処理業務委託」は、ほぼ同一の内容の仕様書（処理量のみ異なる記載）で全国各地のセメント製造事業者6者と特命随意契約により処理委託（契約額合計約14億3千万円）を行っているが、6件の特命理由が全て「要件を満たす唯一の業者」となっており、契約実態と矛盾している。

また、同一の仕様内容であれば、予定単価も同一となるはずであるが、事業者ごとにすべて単価が異なっており、予定価格は契約額とすべて一致をしていた。

監査事務局による所管課への調査の結果、実際には資源化施設ごとに前処理方法等が異なるため同一処理単価にならないとのことであったが、高額な特命随意契約であることも踏まえ、案件ごとに詳細かつ適切に業務内容を記し、予定価格の差異が生じることが明確になるように仕様内容を整えなければならぬ。

なお、灰の資源化事業は、処理業務委託先が決定すると、鉄道貨物や船舶輸送を担える事業者も限定的となり、特命随意契約で実施する仕組みとなっている。これらの特命理由の一つとなっている実証確認（確実性・安全性を検証するための先行事業）の事業者選定についても、公契約の原則である競争性・透明性を担保し、公正に行うとともに、輸送費を含めたトータルコスト削減の取組に一層努力をされたい。
(施設管理部管理課)

② 積算が過大となっており、予定価格を適切に定めるべきもの

「清掃工場及び不燃ごみ処理センター常時搬入物検査業務委託」（契約額約8千万円）の予定価格の積算において、本来諸経費に含まれる交通通信費を、車両費として二重計上（約94万円）していた。また、1日あたりの単価に諸経費率をかける考え方や、業務責任者の職種を選定（主任技師）についても、過大と見られる部分があったことから、事業実態を調査し適切な予定価格に改められたい。

なお、本検査は不適正搬入の防止に大きな成果を上げてはきたものの、マンパワーや作業員の経験に頼る部分が大きいため、今後は、分別指導の権限を持つ23区や事業者との連携、積極的な広報活動、監視カメラの設置や、他自治体で実験が始まっている画像認識AI（人工知能）の活用など、多面的な取組を強化することで施設の安定操業を確保していくことを要望する。
(施設管理部管理課)

その他、工場の工事委託案件と延命化工事についても、積算の根拠や内訳が明確に記されていないもの、積算が一部誤っていると思われるものが散見された。
(各清掃工場)

③ 経済性を考慮した上で適切な機器選定を行うもの

「排ガス分析計更新工事」において、ろ過式集じん器側と煙突入口側で異なる方式のばいじん計を設置しており、その積算額を比較したところ約3倍の価格差が見られ、煙突入口側で光散乱方式（高価な方）を採用していた。

一方、他工場と同様の分析計更新工事のばいじん計を比較したところ、両側とも同じ方式で摩擦静電検出方式（安価な方）のばいじん計を採用しており、ヒアリングなどで確認すると複数の工場で同じ摩擦静電検出方式を採用していることがわかった。

清掃一組においては、過去の不具合事例から煙突入口側は光学式を原則としているとのことであったが、安価な摩擦静電検出方式が採用されている工場においても、それ以降の不具合報告は確認されていなかった。また、環境省「発注仕様書作成の手引き」においても方式の指定までは行われていなかったため、再度、不具合の頻度等を確認し、より経済的な工事が選択できるよう工夫をされたい。

また、本件は、建設時の形式の指定が、その後の更新時においても制限となっていることを示す一例である。受注者や工場に、実態に則した創意工夫ができる余地を残し、より経済的で簡易なメンテナンスを行うことができるよう検討を進められたい。

(ばいじん計 更新工事積算額比較表)

	形式	積算額
A工場 ばいじん計 (ろ過式集じん器出口)	摩擦静電気検出式	1,490,000円
A工場 ばいじん計 (煙突入口)	光学式 (光散乱式)	4,550,000円
	差異	3,060,000円

(施設管理部技術課)

④ 最低制限価格の設定に注意するべきもの

清掃一組では、ダンピング防止を目的に全ての「入札に付す工事請負契約案件」を対象に最低制限価格を設定している。しかしながら、各工場・所が指名競争入札で行っている工事案件において、参加者全員が最低制限価格を下回り契約不調となったものが7件、また、受注が可能であったと思われる相応の技術力を保持した事業者が失格となっていた事例も40件存在していた(監査事務局調べ)。

後者の40件について、落札価格と、失格となった一番低い応札価格を比較すると、合計で1億3千万円以上の差異が認められたことから、これまで以上に的確に予定価格を積算することが求められる。

具体的には、空調機やシャッター、ファンの補修工事や、冷暖房や循環ポンプの更新工事、外壁補修などの建築工事などにおいて最低制限価格による失格事例が発生していた。

過去の実績や材料費等の取引実態には特に注意を払いつつ、清掃一組内の失格事例の傾向を分析・情報共有する等、最低制限価格を下回る契約不調を防止し、適正かつ経済的な工事が履行できるよう工夫をされたい。

(失格事例)

件名	予定価格	入札額 (指名競争入札)	
工場設備補修工事	3,367,100円	A社	2,618,000円 落札
		B社 (製造メーカー)	1,540,000円 最低制限価格以下となり失格
		C社	1,430,000円

(各清掃工場・所、施設管理部施設課)

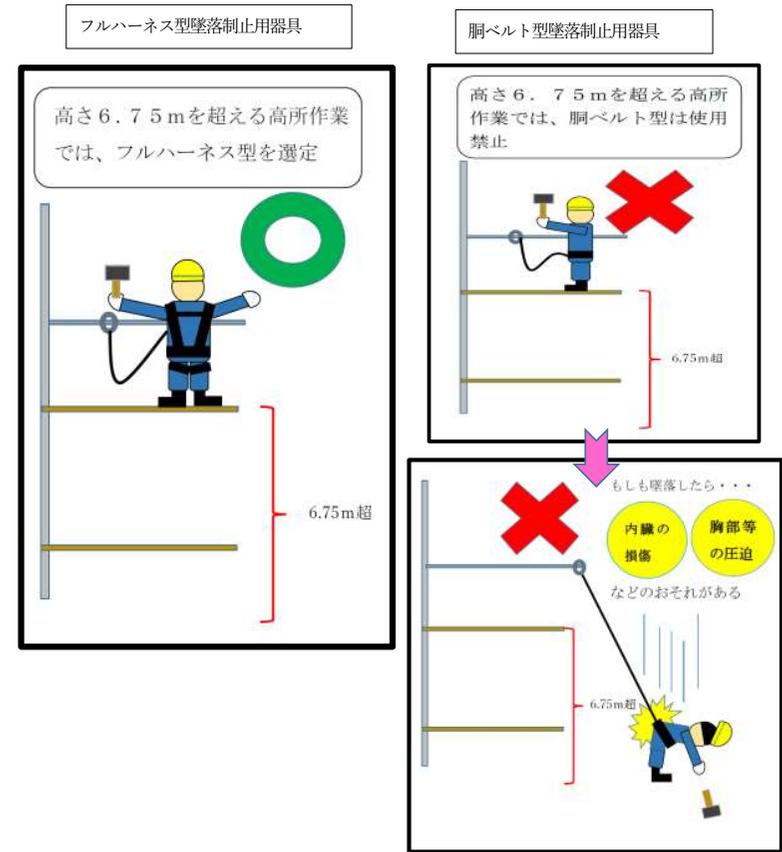
⑤ 安全管理を徹底するべきもの

工場の「屋上屋根補修工事」など、高さ6.75メートルを超える高所作業において、法令で義務付けられたフルハーネス型墜落制止用器具を使用せず、胴ベルト型墜落制止用器具を使用している事例が見受けられた。

高さ6.75メートルを超える高所作業における、胴ベルト型墜落制止用器具の着用については、墜落時に内臓の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、労働安全衛生規則等の改正により令和4年1月2日以降使用禁止となっている。

監督員は、このような改正の趣旨を踏まえ、作業現場で想定されるリスクを把握し、墜落制止用器具の適正使用の注意喚起を行うなど、災害の未然防止に万全を期した監督業務を徹底されたい。

(各清掃工場・所) 【職員課、施設管理部技術課】



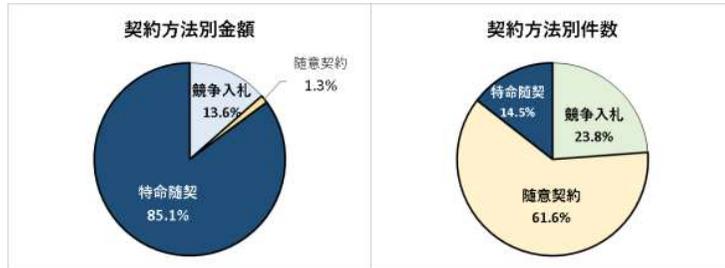
第3 監査委員意見

令和6年度の定期監査と工事及び委託監査においては、清掃一組の事業が、安定性や確実性を第一に、概ね適正に行われていることを確認する一方で、自治体としての経済性確保の視点や区民への説明責任については取組が不足している点も認められた。監査結果を総括して監査委員の意見を述べる。

1 法令遵守と契約事務の適正化について

監査事務局において令和5年度の清掃一組の契約実績を分析したところ、金額別では総額約1,059億円のうち約901億円(約85.1%)、件数別では総件数4,487件のうち651件(約14.5%)、が特命随意契約で行われていることがわかった(特命随意契約には「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備工事」の約452億円を含む)。1件あたりが高額な特命随意契約が主流となっていることは、廃棄物処理施設の管理運営業務を主とする、清掃一組の予算執行及び契約形態の特徴の一つである。

(令和5年度 契約締結実績グラフ)



そもそも、地方自治法の定めるところにより、自治体契約は一般競争入札を原則とされるも、廃棄物処理に関する契約については、判例等で、適正な処理の確実な履行を最優先に位置付けて、技術や実績のある特定の事業者者に随意契約を行うことを自治体の裁量として許容してきた経緯がある。

しかしながら、今年度の清掃一組の監査結果からは、長年の特命随意契約、特に委託契約において適正な予定価格を見積もることができなくなる、価格の妥当性が検証できなくなるなど、特命随意契約の短所も見られるようになってきたことがわかった。

また、特命随意契約が広く常態化することで、組織全体に、競争性や公平性、透明性を担保しながら適切に公契約を結ぶという意識が薄れていくことも懸念される。

本来自治体においては、安易な随意契約を許容することなく、1件でも多く競争入札に移行する努力をすること、また、特命随意契約にせざるを得ない案件も適切な予定価格を見積もり、経済性を確保することが原則である。

については以下の2点について早急に検討を進められたい。

(1) 入札監視委員会の設置と随意契約案件の公表について

清掃一組においては「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、予定価格250万円を超える工事案件の公表は行っているものの、特命随意契約の委託案件については公表をしていない。

また、平成18年に閣議決定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」により求められている、学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する「入札監視委員会」の設置も未設置となっている。

清掃一組の契約は金額も高額なものが多いことから、第三者機関において定期的に入札や契約の過程を確認するとともに、23区をはじめとする他の自治体に倣い、特命随意契約の結果について広く定期的に公表し、説明責任を十分に果たすよう努力されたい。

(他自治体の状況)

*監査事務局によるホームページ掲載情報からの調査

自治体名	第三者監視機関の設置	特命随意契約情報の公表
東京23区	18区	18区*
東京都	○	○

*地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める随意契約の公表等一部公表を含む

(2) 建設工事と運転維持管理業務の一括発注について

廃棄物処理施設の運営について、建設工事を担った事業者により、その後の維持管理や定期補修工事を継続して特命随意契約せざるを得なくなる状況になってしまうことは、かつては他の自治体においても同様の課題であった。

しかしながら他自治体では、このような契約上の問題に加え、技術者不足や財源不足が深刻化し、10年ほど前から、清掃工場等の建設工事と、その後の運転維持管理業務を一括して発注する民間活用手法が採用されはじめ、その動きは全国的に広がりつつある。

近年では大都市や都市部の一部事務組合でも導入済であることから、清掃一組においても、契約の競争性、透明性の確保の点から調査・研究を進める必要がある。

加えて、今回の監査結果からも、公的な積算が民間の取引価格よりも高価になっていることが明らかになったものがあつたが、運営を民営化することにより、事業者の創意工夫や柔軟な契約が可能となり、運営コストが削減できることも期待される。

については、清掃一組内の技術的な議論だけではなく、23区や多方面からの専門家を交え、契約の透明性や競争性の向上、ライフサイクルコストの低減等、多角的な視点から、持続可能な中間処理体制の構築につながるよう検討を進められたい。

(他都市の民間活用実績)

*監査事務局によるホームページ掲載情報からの調査

施設名	完成年月	施設規模	契約金額	事業方式
クリーンプラザふじみ (ふじみ衛生組合 三鷹市・調布市)	平成25年	288トン/日	約145億円	DBO(公設民営)
北名古屋工場(名古屋市)	令和2年	660トン/日	約537億円	PFI(BTO)
住之江工場 (大阪広域環境施設組合 大阪市、八尾市、松原市、守口市)	令和5年	400トン/日	約338億円	DBO(公設民営)

*契約金額には20年間の運営費を含む。消費税額除く

2 将来を見据えた行財政改革の取組について

(1) 財政規律の確保と行政評価の取組について

今回の監査では、契約方法と設計・積算の適正性を重点項目とし、長年の特命随意契約が継続することにより、費用対効果の検証が難しくなっている事業や、受託者との関係性が大きな変更が難しくなっている事業が存在することを確認した。

しかしながら、現在の清掃一組では、外部評価や第三者機関を交えた客観的な行政評価が行われておらず、内部評価の結果さえも公表されていない実態がある。また、これまで度々指摘してきたところであるが、組合設立以来、組織の基本となる職員定数条例が改正されておらず、組織規則についても類似業務や組織の整理統合が十分になされていない状況にある。

清掃一組には、23区からの分担金を主財源とする、毎年約1千億円の予算が、どのように使われ、どのような効果をもたらしているのかを、区民に明らかにしていく責務がある。財政を見える化し、予算の適正管理を行うことはもちろん、行財政改革の取組により、最小の経費で最大の効果をもたらす、合理的な事業・組織運営の実現に努力をしなければならない。

については、政策目標や事業目標を明確に示すとともに、第三者を交えた行政評価やEBPM(証拠に基づく政策立案)等の客観性をもった評価制度の下に、事業や組織のあり方についてオープンに議論、検証を進めることのできる仕組みを構築されたい。特に、経過や結果を広く公表していくこと、また、いつまでに目標を達成するか、具体的に時期を設定して取組んでいくことが重要である。

このような組織のマネジメントシステムが自律的に動き出し、経営資源(人材・施設・財政)の最適化が進むことを強く要望する。

なお、自治体監査は、区民が納めた税金が適正かつ効果的に使われているかを検証するものである。本監査結果の指摘事項については、令和6年度清掃一組監査基本計画に基づき、措置状況の報告を発生所管課等に求め、内容を公表していく。

(2) 持続可能な組織運営体制の確立

東京23区のごみ量は、清掃一組設立の平成12年度以降、各区のごみ減量の取組等により、人口が約142万人増加しているにもかかわらず一貫して減少を続けてきた。

平成12年度のごみ量約350万トンは、令和5年度には約249万トンにまで減少し、100万トン以上、約3割の減量を実現している。

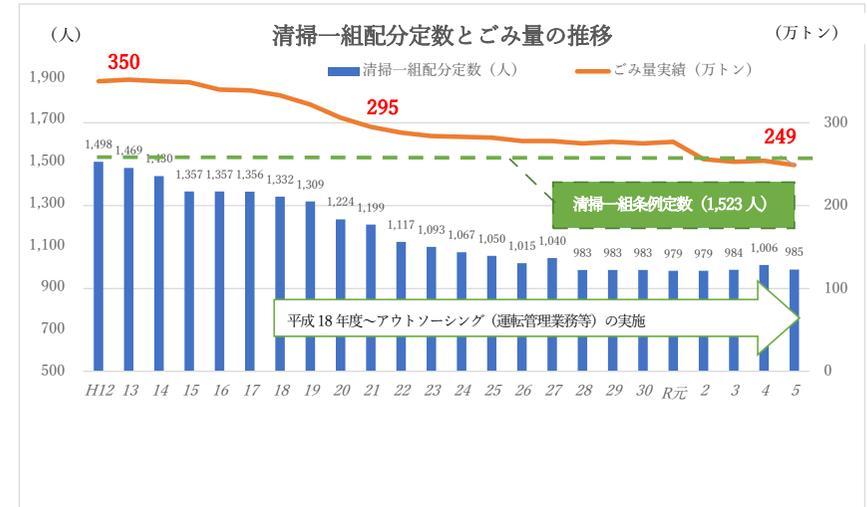
一方、清掃一組における中間処理体制は、東京都からの清掃移管時に引き継いだ清掃工場を順次更新しながら、およそ20工場を稼働させ、運営にアウトソーシングを導入しながらも、基本的には、組織体制・職員体制を大きく変更することなく現在に至っている。

これは、安全で安定的な施設の維持管理を任せられた一部事務組合の使命を十分に果たすものではあったが、ごみ量の減少に加え近年は、施設整備費や物価の高騰、少子高齢化の進展、国家レベルでの脱炭素・循環経済への移行等、清掃事業を取り巻く環境が大きく変化し、今後、清掃一組は、保有する施設を最大限に有効活用しながら、これまで以上にスリムな組織運営を目指さなければならなくなっている。直面する、膨大な費用を要する清掃工場の建替需要に対応していくためには、これまで通りの経営方針では限界があり、清掃一組の財政・組織・人員体制の改革が不可欠である。

また、清掃事業は本来、収集から中間処理、最終処分まで一貫して効率的で効果的なものでなければならぬ。最終的な一般廃棄物の処理責任を有する23区とともに、国の方針や他都市の取組も参

考にしなが、今後10年、20年先を見据えた効率的な運営体制を検討する時期が来ている。

これまでも監査委員意見として述べてきたところであるが、スリムで効率的、この先の環境変化にも柔軟に順応できる組織づくりを目指し、これまでより一歩踏み込んだ行財政改革の取組を迅速、精力的に進めていくことを重ねて要望する。



3 まとめ

今年度の監査を通して事務執行上の大小様々な問題点を把握したが、それらが起こる原因が、個々個別の要因はもとより、前例踏襲や同調圧力といった清掃一組組織の底流にある体質や意識が起因して、事務の見直しや改善が進みにくい状態にあることを確認した。

組織の体質や意識を改善し、最小経費最大効果の追求や法令順守、説明責任を果たす組織を構築するための一つの方策として、清掃一組の職員研修体制の強化等による人材育成が不可欠である。

地方自治法や地方公務員法、条例規則など公務員として身につけるべき基本的な法令や知識を、採用時のみならず、人材育成の各段階で確認できる仕組みを整備し、「コンプライアンスとアカウントビリティ」の精神を、組織として根付かせていく必要がある。

清掃事業は区民生活に密接に関わる事業である。しかしながら、一部事務組合という組織は23区や区民からは遠く、わかりにくい存在である。そのため、職員が日々の職務の中で、説明責任を実感できる場面も限られている。清掃一組はこのことを自覚し、自ら積極的に情報を開示・発信し、情報の双方向化の確保と「組織の透明性の向上」に努力をしていくことが必要である。

今後23区は、施設の建替に伴う分担金の増額や、さらなるごみ減量のための協力を区民に求めていかなければならない。清掃一組が今後、これまで築いた安全性や安定性を基盤としつつも、さらに無駄を省いた透明性の高い組織運営体制を確立し、23区清掃事業のさらなる発展に貢献していくことを切に期待する。

第4 財政援助団体等監査

1 監査の対象

東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会

2 監査実施日

令和6年5月7日から令和7年2月18日まで

3 監査の範囲

令和5年4月1日から監査実施当日分まで
ただし、契約関係は令和5年度に契約したもの

4 監査方法

令和6年度監査基本計画及び令和6年度財政援助団体等監査実施計画に基づき実施

5 監査の結果

概ね適正に処理されており指摘すべき事項は認められなかった。

6 意見

事業原資には区民の税金が含まれているということを常に意識し、引き続き適切な事務執行に努められたい。



6 清監第120号
令和7年3月6日

東京二十三区清掃一部事務組合

管 理 者 殿
議 会 議 長 殿

東京二十三区清掃一部事務組合

監査委員 橋本 正彦

監査委員 山本 泰人

監査委員 大沢 たかし

令和6年度行政監査の結果について(報告)

このことについて、地方自治法第199条第2項の規定に基づき検査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を報告します。

なお、前監査委員樋口高顕及び池田裕一は令和6年6月25日まで関与し、山本泰人監査委員及び大沢たかし監査委員は同年6月26日から関与しました。

記

1 行政監査結果

別紙 令和6年度東京二十三区清掃一部事務組合行政監査結果報告「施設見学
について」のとおり

令和6年度

東京二十三区清掃一部事務組合

行政監査結果報告

「施設見学について」

東京二十三区清掃一部事務組合監査委員

目次

第1章 監査実施概要	1
1 監査テーマ	1
2 監査テーマ選定の趣旨	1
3 監査の主な着眼点	1
4 監査対象及び監査対象課	1
5 監査実施期間	1
6 他自治体への訪問調査	1
7 行政監査に伴う技術調査委託	2
8 監査委員による聞き取り調査等	2
第2章 施設見学実施の経緯と取り巻く環境の変化	3
1 東京における清掃事業の普及啓発活動と施設見学	3
2 施設見学の実施状況	10
3 施設見学を取り巻く環境の変化	17
第3章 外部の専門家による実施状況の確認	25
1 行政監査に伴う技術調査委託の実施	25
2 調査結果と技術士からの提言	25
第4章 監査結果	29
1 施設見学の評価と改善を求める事項	29
着眼点1 施設見学の内容やコンセプト・事業目的が明確か。	29
着眼点2 施設見学の実施方法が、区民ニーズや利便性に配慮したものとなっているか。	29
着眼点3 施設見学の実施方法やあり方が、経済性や効率性に配慮したものとなっているか。	30
2 総括意見	32

第1章 監査実施概要

1 監査テーマ

「施設見学について」

2 監査テーマ選定の趣旨

東京二十三区清掃一部事務組合（以下、清掃一組という。）では、所管する全ての清掃工場と中防処理施設において区民や行政関係者向けの施設見学を実施しており、令和5年度は20施設に国内外から約3万8千人の見学者を受け入れている。

施設見学は、区民に清掃一組施設の役割や、運営状況等を理解してもらうための貴重な機会となっており、また、近年建設されている清掃工場では、見学設備にも様々な趣向を凝らし、施設の特徴の一つにもなっている。

しかしながら、施設見学の内容や実施方法は、平成12年の清掃一組設立以降大きな見直しはされておらず、また、老朽化する見学設備の更新や、建設コストの上昇、さらには職員の確保や人材育成の観点からも事業のあり方に点検が必要な時期になってきている。

そこで、令和6年度の行政監査においては、「施設見学について」をテーマとし、目的に沿った的確な事業が実施されているか、最小の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているか等に留意して監査を実施した。

また、外部の専門的な知見からの助言を得るため、行政監査に伴う技術調査委託を実施し、ハード面及びソフト面からの確認を行った。

3 監査の主な着眼点

- (1)施設見学の内容やコンセプト・事業目的が明確か
- (2)施設見学の実施方法が、区民ニーズや利便性に配慮したものとなっているか
- (3)施設見学の実施方法やあり方が、経済性や効率性に配慮したものとなっているか

4 監査対象及び監査対象課

総務部総務課、清掃事業国際協力室清掃事業国際協力課、施設管理部管理課、建設部建設課、各清掃工場、中防処理施設管理事務所

5 監査実施期間

令和6年5月13日(月)から令和7年2月18日(火)まで

6 他自治体への訪問調査

- (1) 令和6年4月16日(火) 武蔵野市 武蔵野クリーンセンター
- (2) 令和6年4月25日(木) さいたま市 桜環境センター

7 行政監査に伴う技術調査委託

調査機関 一般社団法人 東京技術士会 代表理事 二宮 孝夫
建設部門と経営工学部門の技術士5名による実地調査、聞き取り調査を実施
実地調査対象工場：日黒清掃工場、渋谷清掃工場

8 監査委員による聞き取り調査等

代表監査委員による対象部課への聞き取り調査は、令和7年1月10日(金)から1月30日(木)まで実施した。

第2章 施設見学実施の経緯と取り巻く環境の変化

清掃一組が実施する施設見学事業を監査するにあたり、事業実施に至る経緯を改めて振り返るとともに、事業実施の状況、近年の事業を取り巻く環境変化について調査を行った。

1 東京における清掃事業の普及啓発活動と施設見学

東京23区の清掃事業は、平成12年4月に東京都清掃局から各区に事務移管され、ごみの中間処理については23区が清掃一組を設立して共同で行うこととなった。

これ以降、清掃工場や中防処理施設の施設見学事業については清掃一組の事業となるが、ここでは、施設見学事業などの普及啓発活動がどのような経緯で始められてきたのか、清掃事業における住民協力の必要性を歴史的な経緯で振り返るとともに、事務移管後の法令上の位置づけについても調査を行う。

また、小学校4年生の団体見学の根拠となっている文部科学省「小学校学習指導要領」における施設見学の目的についても整理する。

(1) 住民協力と普及啓発活動の歴史(引用出典:東京都清掃局「東京都清掃事業百年史」)

東京23区における清掃事業のはじまりは江戸時代にまでさかのぼる。江戸時代はものが徹底的に使われ、回収され、再使用・再利用されるリサイクル社会であったが、人口増加とともにごみの不法投棄が問題となり、17世紀の半ばころには、ごみの処理が行政の仕事となる。幕府は、交通路であった河川や、火除地(ひよけち)へのごみの投棄を禁止し、指定した投棄場所まで運搬させ、ごみを新田造成の埋立資材として活用できるよう監視・取り締まりを行った。江戸のごみ処理過程は必然的に、収集・運搬・処分に分離され、これ以後、ごみ処理はこの処理過程に沿って組織的に整備されることとなる。

重要なのは、町奉行所の支配の下、町人たちの役負担と自治的運営によって市中の清掃が維持されていたことで、町人たちはごみ溜めを共同で管理し、ごみを河川で運搬するための費用は町の「共益費」から供出されていた。

このようなごみ処理の流れが大きく変化するのは、明治時代の開国とコレラなどの伝染病の流行であった。明治33年には、公衆衛生の向上を目的として廃棄物に関する最初の法令「汚物掃除法」が制定される。ごみの収集・処分は市の義務として位置づけられ、公共事業化されることとなった。

加えて、この汚物掃除法では、ごみ処理の方法についても「なるべく焼却」をすることが義務付けられたが、当時まだ焼却施設は一般的ではなかったため「野焼き」や「野積み」が行われることとなり、生ごみの発酵等により発生したガスによる自然発火や悪臭、ハエの大量発生がたびたび問題となった。

昭和5年には、汚物掃除法等の改正により、ごみは基本的に焼却処理するものとされたが、東京の焼却場建設の計画は、周辺からの苦情や反対により次々と中止となり、露天焼却や埋立処分を継続せざるを得ない状態であった。東京市は折に触れて市民に対しごみの減

量や分別収集への協力を呼び掛けながら、ごみ焼却を模索していく。

そのような中で、東京市の本格的な普及啓発活動は、昭和12年に始まった日中戦争が長期化する中で、ごみ減量運動と戦争資源確保のための廃品利用を進めることを目的にスタートした。

昭和13年の「東京市市政年報」には、清掃事業は単なるごみやし尿の処分を目的とするものではないこと。衛生的な市民生活と都市の美化を実現するためには市民の協力が不可欠であり、そのために清掃思想を普及啓発する必要があることが述べられている。

『清掃事業の目的とするところは単に各戸の塵芥、し尿などを処分するだけではなく、市民生活をして清く明るく住みよい都市とするため衛生上のみならず都市美の見地より、理想的な都市の建設に努めなければならないが、これはひとり市区当局者のみで成しうるものではない。一般市民の協力なくしては到底これを求めることは不可能であり、そのためには清掃思想を普及啓発する必要がある。』

昭和13年 東京市市政年報(保健篇)

このように、東京においても、ごみ問題の抜本的解決には、各主体(国、地方自治体、国民)の役割分担と連携が不可欠であることが認識される中で、昭和29年に制定された「清掃法」には、住民に対しても市町村が行う収集・処分への協力義務が課されることとなる。

昭和30年代には、この清掃法の精神と住民協力規定に基づき、23区のほぼ全域で、住民による清掃行政への協力団体「清掃協力会」が組織され、この協力会が主体となって「カとハエをなくす運動、ごみ減量運動への取組み、ごみの出し方指導、清掃施設見学会など広報活動」が行われるようになり、都民運動として継続的に推進されていく。

この間、日本は高度成長期を経て、大量生産・大量消費・大量廃棄の時代を迎え、東京のごみ量も爆発的に増加をしていた。昭和22年に約11万トンだった東京23区のごみ量は、35年には100万トンを突破し、45年には約300万トンにまで達していた。

清掃工場建設への反対運動も各地で激化し、昭和46年に東京都知事が「ごみ戦争」を宣言する頃になると、ごみ問題に対する住民理解を促進するための啓発活動の重要性がさらに認識されることとなる。

特に、清掃工場や埋立処分場を見学したり、関係者から直接話を聞いたりした都民の理解度が高いことがわかり、ごみ処理の実態にふれてもらうことの重要性、ごみ問題に関する教育の重要性が認識されたことから、都は、ごみ戦争宣言以降、施設見学会などの広報活動に積極的に取り組むこととなる。昭和53年度以降、清掃施設見学会には、小中学生を中心に毎年10万人前後が参加することになった。

同じころ、学習指導要領の改定により、昭和46年度から小学3年生が、昭和55年度からは、小学4年生が、社会科で廃棄物の処理について学ぶことが定められ、社会科見学の訪

問先として清掃工場や埋立処分場が活用されるようになった。

これに合わせ清掃工場の設備面の充実も図られるようになり、団体見学以外にも土曜日の個人見学会が開催されるようになった。

さて、その後再び都民への普及啓発活動が重要視されるようになったのは、昭和60年度以降、それまで横ばいで推移していたごみ量が再び増加傾向に転じ、平成元年には過去最高の490万トンを記録する頃であった。

都は「TOKYO SLIM」キャンペーンを展開し、深刻化するごみ問題に対する都民の理解を深め、ごみ減量・リサイクルに都民が主体的に行動することを求めた。キャンペーンはマスメディアを動員した大規模なもので、イベントや清掃施設見学会、環境学習の取組などさまざまな活動を展開した。

収集現場においても、地道な対話型の分別指導や、町会等への個別訪問が続けられた。

都民・事業者のごみ減量施策への協力、そして23区の各地に建設を進めた清掃工場の整備によって、平成9年にやっと、可燃ごみを全量焼却できる体制が整うのである。

◎第2章1-(1)では、江戸・東京が、常に住民協力の支えのもとに衛生的な都市として発展を続けてきたことをまとめた。

その歴史の中では、行政がごみ処理の実情を住民に伝え、協力を求める普及啓発活動が非常に重要な役割を果たし、施設見学は、住民理解を促進する有効な手段の一つとなったことを確認した。

特に、迷惑施設であった清掃工場の建設や運営に理解を得るためには、その役割や安全性を住民に実際に見てもらい、実感してもらうことが重要であった。

このような歴史的経緯から、東京の清掃事業における施設見学の役割や目的は、単なる施設の公開やサービス事業ではないということを十分に踏まえる必要がある。



【新江東清掃工場見学者説明設備】

(2) 清掃事業区移管後の事務の取扱い (出典：東京都清掃局「事務処理基準」)

平成12年4月の清掃事業の区移管後も、清掃工場等の施設見学業務は、区民の清掃事業への理解と協力を得ることを目的として実施されることとなり、「清掃施設見学会の実施」及び「団体見学の受入れ」事業が引き継がれることとなった。

具体的な事業の役割分担は、各区が区報等の広報媒体を活用して個人見学会の広報を行い、清掃一組が各清掃工場において受付と施設公開を担うこととなった。

【清掃移管後の事務処理フロー】

特別区	一部事務組合	東京都
個人見学会の広報 (区報等の広報媒体)	各清掃工場における受付業務	海外行政視察の調整

また、埋立処分場の見学については、埋立処分場を設置管理する東京都が実施することとなった。

なお、この事務移管の際、小学校の社会科見学を対象とする団体見学については、下記のように、四半期分を3か月前から受け付けることが引き継がれているが、清掃一組においては、令和6年度現在においても、この電話とファクシミリ受付の方法により団体受付を実施している。

団体見学受付方法

- 四半期分を3か月前より受付開始
- 電話受付(仮予約)・FAX(依頼及び承認)

9名以下の個人見学会については、各工場が日時を定め、団体見学と同様に受付を行っている。

◎第2章1-(2)では、清掃事業の区移管後、施設見学は都・区・清掃一組が調整をしながら業務を行うことが取り決められたこと、また、見学の受付方法などは東京都時代の方法を継承し、それを現在も原則としていることを確認した。

(3) 根拠法令及び関係法令と清掃一組基本計画上の位置づけ

廃棄物の発生抑制や適正処理に関する、市民及び事業者への意識啓発については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の「国及び地方公共団体の責務」に根拠が定められている。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(国及び地方公共団体の責務) 抜粋

第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2 3 (省略)

4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

また、東京都廃棄物条例においては、基本的責務として「知事は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する都民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。」ことが定められている。

さらに、各区の廃棄物処理条例においても、区長の基本的責務として区民及び事業者の意識啓発に努めることが定められ、情報公開として、リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する実施状況を、区民に明らかにしなければならないことが規定されている。

区廃棄物処理条例 (抜粋)

* 区によって内容や構成は若干異なる。

(基本的責務)

第3条 ○○区長(以下「区長」という。)は、あらゆる施策を通じてリサイクルを推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 区長は、リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、作業方法の改善を図る等能率的な運営をしなければならない。

3 区長は、リサイクルの推進及び廃棄物の適正な処理に関する区民及び事業者の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

4 区長は、リサイクルの推進及び廃棄物の適正な処理に関する区民及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

(公開)

第5条 区長は、リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する施策及び実施状況について、区民に明らかにしなければならない。

なお、ごみの中間処理(焼却・破砕)、し尿の前処理などを共同で行うことを目的に設立された清掃一組においては、施設見学の根拠となる条例等は存在していないが、清掃一組の「基本計画・実施計画」(令和3年2月)において、広報に関連する下記の記載がある。

東京二十三区清掃一部事務組合 基本計画・実施計画(令和3年2月)

5 行財政運営の取組(抜粋)

(3) 透明性の高い開かれた組織

清掃工場では、年間1,633件、58,989人(令和元年度実績)の個人・団体見学を受け入れました。今後も積極的に見学者を受け入れるとともに、工場環境フェアの実施及び区で実施する環境フェア等に積極的に参加するなど、清掃一組事業の広報に努めていきます。

このことから、施設見学の実施については、「清掃一組事業の広報」に努め、透明性の高い開かれた組織とすることを目的として行われていることがわかった。

◎第2章1-(3)では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって、国、都道府県及び市町村が、国民及び事業者の意識啓発を図ることが定められており、23区では、各区の廃棄物処理条例によって、「リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する施策及び実施状況について、区民に明らかにしなければならない。」ことが定められていることがわかった。

しかしながら、清掃事業の区移管後、実際の受付と施設公開を担うことになった清掃一組においては、条例上の位置づけによる事業目的が存在していないことがわかった。

このことは、一部事務組合という行政組織が、直接的には区民を構成員に持たないこと、また、二重行政を防ぐため、構成員である23区との役割分担を明確にしたこと等が影響しているものと考えられる。

(4) 文部科学省「小学校学習指導要領」での位置づけ

令和5年度の施設見学者数の実績においても、小中学生の見学者は約67%を占めているが、これは、小学校学習指導要領において、小学校4年生がごみか下水のいずれかを選択して学ぶことが定められており、その一環として地元の清掃工場か下水処理場の見学が取り入れられていることによるものである。

平成29年に告示された小学校学習指導要領「社会」(第4学年)の中では、人々の健康や生活環境を支える事業について理解することが学習内容の一つとなっており、この中で、「廃棄物を処理する事業は、衛生的な処理や資源の有効活用ができるよう進められていることや、生活環境の維持と向上に役立っていること。」を理解することが求められている。

また指導する上では、「社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、ごみの減量や水を汚さない工夫など、自分たちができることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。」を求めている。

重要なのは、新しい指導要領では「主体的・対話的で深い学び」の視点から、子どもたちの「生きる力」を育むために、「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」が重視されている点である。習得した知識や技能、思考力や判断力、表現力などを人生や社会に活かそうとする方針が打ち出されている。

【文部科学省公式ホームページ 「新学習指導要領」



◎第2章1-(4)では、清掃一組の施設見学者の大部分を占める小学校4年生が、廃棄物処理施設の仕組みや役割を学び、ごみ減量など自分たちができることを考えたり、判断できるようになることを目的に清掃工場を訪れていることを確認した。

施設見学は、見学者に対し、ごみ処理の仕組みを理解してもらうだけでなく、自らがごみ減量や適正処理等に協力できることを考え、行動変容のきっかけとなるような機会となることが求められている。

2 施設見学の実施状況

令和6年度現在、清掃一組において実施している施設見学の実施状況について、概況を整理する。

なお、施設見学と広報関連業務を所掌する部署は下記のとおりとなっている。

【施設見学に関する所管と主な分掌事務】

所管名	主な分掌事務
総務部総務課 広報・人権係	<ul style="list-style-type: none"> ・広報及び広聴に関すること(清掃事業国際協力室に属するものを除く。) ・施設見学等の連絡調整に関すること。 ・報道機関等との連絡調整に関すること。 ・広報普及に係る情報収集に関すること。
清掃事業国際協力室 清掃事業国際協力課 清掃事業国際協力係	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃事業国際協力に係る広報及び広聴に関すること。 ・清掃事業国際協力に係る清掃技術の情報の発信及び収集に関すること。
施設管理部 各清掃工場・所 技術係等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設見学等に関すること。
建設部建設課 建設調整係	<ul style="list-style-type: none"> ・中間処理施設等の建設及び整備に係る実施計画、工事監理、試運転及び工事完了後における機械及び電気設備の調整に関すること。 ・中間処理施設等の建設及び整備に係る機械及び電気設備工事における設計、施工及び監督に関すること。設計基準書及び発注仕様書の作成に関すること。

(1) 見学者数について

令和5年度は、19工場と中防処理施設管理事務所で、合計38,042人の見学者を受け入れている。そのうちの約67%は小・中学生の見学者で最も多く、一般住民の参加は約22%、両者の合計で約89%となっている。

最も多く見学者を受け入れた工場は大田清掃工場で5,094人、有明清掃工場が4,811人となっており、工場ごとに大きな差異が見られた。内陸部よりも湾岸部の工場に小・中学生の団体見学者が多い傾向は、社会科見学で、埋立処分や水関連の施設を同一日に見学者の必要性から、立地上の理由によるものと推察される。

【令和5年度清掃施設見学者数】

(単位：件、人)

	一般住民		小・中学生		高・大学生		官公庁 報道・議会		海外		民間		合計		
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	
中央	8	155	1	104	0	0	0	0	1	24	2	28	12	311	
港	8	137	15	1,095	2	30	2	22	1	28	3	93	31	1,405	
北	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
品川	13	219	23	1,413	5	182	9	222	2	18	2	41	54	2,095	
目黒	49	1,248	25	1,326	1	10	24	261	8	62	6	113	113	3,020	
大田	19	425	44	4,481	1	16	3	23	4	102	4	47	75	5,094	
多摩川	11	277	11	668	0	0	1	15	0	0	1	16	24	976	
世田谷	36	766	18	1,263	1	17	0	0	2	6	0	0	57	2,052	
千歳	16	433	6	326	0	0	0	0	0	0	0	0	22	759	
渋谷	16	392	4	162	3	43	0	0	0	0	3	84	26	681	
杉並	33	858	15	1,279	1	31	5	188	11	172	3	45	68	2,573	
豊島	16	557	16	952	16	298	3	39	1	8	3	27	55	1,881	
板橋	8	108	23	1,127	1	14	3	43	0	0	2	53	37	1,345	
練馬	14	377	19	518	1	25	3	22	1	11	1	10	39	963	
光が丘	40	1,017	20	1,255	3	37	20	335	2	17	1	30	86	2,691	
墨田	246	548	8	391	0	0	1	8	1	12	2	52	258	1,011	
新江東	24	504	56	3,423	0	0	3	10	4	153	5	74	92	4,164	
有明	10	213	64	4,081	5	207	0	0	7	74	9	236	95	4,811	
足立	7	113	15	741	0	0	1	12	0	0	1	15	24	881	
葛飾	4	48	16	758	0	0	2	92	0	0	0	0	22	898	
江戸川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
工場計	578	8,395	399	25,363	40	910	80	1,292	45	687	48	964	1,190	37,611	
中防処理施設	0	0	0	0	1	2	34	355	5	54	3	20	43	431	
合計	578	8,395	399	25,363	41	912	114	1,647	50	741	51	984	1,233	38,042	
30年度	683	8,698	853	38,085	48	866	200	3,175	272	5,409	75	1,368	2,131	57,601	
元年度	563	9,586	564	39,629	37	921	117	1,563	289	6,230	63	1,060	1,633	58,989	
2年度	0	0	0	0	0	0	0	13	86	0	0	1	4	14	90
3年度	40	342	1	33	0	0	27	317	0	0	10	72	78	764	
4年度	400	5,556	295	17,517	19	304	51	574	22	202	26	339	813	24,492	

*北清掃工場と江戸川清掃工場は建替工事に伴い稼働停止。延命化工事等で年度途中に見学を中止した工場も含む。
また、新型コロナウイルス感染症の流行前の見学者数と比べると、約2万人少なく、小・中学生と海外からの見学者が減少している。

なお、中防処理施設管理事務所の見学者数は行政視察受付実績であり、通常の社会科見学は東京都環境局の埋立処分場の見学と同時に進行されており、清掃一組職員は従事していない。(参考：令和5年度 東京都環境局主催の埋立処分場・中防処理施設の見学者数は、616件、40、222人。約90%が小・中学生の見学となっている。)

また、墨田清掃工場のみが自由見学が可能な工場であり、合計件数は他よりも大幅に多い258件、うち246件が一般住民という実績になっている。

(2) 施設見学に関する周知方法と申し込み方法について

現在、一般区民への施設見学に関する周知は清掃一組ホームページによる方法が主となっているものと考えられる。区によっては定期的に個人見学会の日程や申込先を広報紙や

区ホームページに掲載しているところもある。

清掃一組ホームページには、団体見学の申し込み方法や、個人見学会の日程等が掲載されており、見学希望者は各清掃工場へ直接電話で申し込みをすることになっている。

小学校の社会科見学については、毎年度、清掃一組総務課から各区の教育委員会あてに案内文を送付していたが、コロナ禍で中止をしており、現在は各学校の引継ぎにより過去実績を踏襲して同じ工場に申し込まれているものが多いと推察される。

【清掃一組ホームページ 工場見学会案内ページ①】

(3) 施設見学の実施体制と見学の流れ

施設見学に関する業務は、工場・所の処務規定の中で技術係(新江東清掃工場においては業務係、大田清掃工場においては監理調整係)が担うことが定められている(大田清掃工場においては包括的な民間委託を実施しているため、実際の見学対応業務は受託者職員が実施している)。

見学会は、全ての施設においてほぼ共通の流れで実施されており、所要時間は1時間半から2時間となっている。具体的にはまず映像資料でごみの処理について学んだ後、工場職員の案内で工場内の設備を見学し、最後に質疑応答の流れとなる。

各工場・所では、実際の見学会内の他に、見学受付(電話対応)や「工場だより」を活用した見学会の周知などの業務を行っている。

【清掃一組ホームページ 工場見学案内ページ②】

見学会の流れ

1. 受付
当日、時間までに工場にお越しください。
2. 概要の説明
見学者説明室で、担当職員の紹介、工場の概要説明をします。
3. ビデオ鑑賞
映像で、ごみの処理についてわかりやすく学びます。
4. 工場見学
工場の職員の案内で工場内の設備を見学します。
5. まとめ
見学者説明室でご質問にお答えします。



また、組織規則の中で「施設見学等の連絡調整に関すること」を所掌している本庁の総務課広報・人権係は、聞き取り調査の結果、具体的に以下の業務を行っている。

- ・各区の教育委員会への団体見学会案内文の送付（年度当初）＊コロナ禍で休止中
- ・各区広報紙への掲載依頼、内容調整 ・清掃一組ホームページ掲載内容の全体調整
- ・統計の整理 ・見学担当者会の開催
- ・施設見学で使用する広報冊子の作成 等

（４）墨田清掃工場の自由見学

平成10年にしゅん工した墨田清掃工場は、見学者スペースのみの水平移動で主要な設備が見学できるような工夫が加えられ、要所に設置された映像装置や、職員が作成した展示物により、案内者なしの自由見学ができるようになっている。

見学可能日時は月曜日から土曜日の午前9時から午後3時30分までとなっている。

令和6年度現在も、墨田清掃工場が清掃一組の施設で唯一、事前申し込みなしの自由見学が可能な工場である。



【墨田清掃工場 自由見学の受付エリア】

（５）工場の自由見学会の取組と建設部実施の見学事業

複数の清掃工場において、夏休み期間や所在区とのイベント開催時等に、予約なしの自由見学方式の施設見学を実施している。

通常の団体見学の方法では多数の来場者に対応できないことから、場内案内や機器説明の掲示物を作成し、職員の案内方法を工夫するなどして、自由見学会を可能としている。

杉並清掃工場の夏休み見学会は、就学前や低学年の子どもにも、「自分のペースでゆっくりと見学ができる」と好評であり、また、令和5年度の葛飾清掃工場の環境フェア開催時には、1日で約1,200人の見学者を受け入れる等、自由見学のメリットを生かした取組を行っている。

【杉並清掃工場と葛飾清掃工場の自由見学会の様子】



さらに、建設部においても、平成27年度にしゅん工した練馬清掃工場の建設以降、清掃工場の建設現場を周辺住民に見学してもらう見学会を実施している。江戸川清掃工場の見学会には、毎回100人を超える参加者があり、建設工事に対する理解が得られるだけでなく、新工場への関心や愛着を深めてもらえる効果が期待されている。

これらの見学会は周辺地域へのチラシ配布や掲示物で見学会開催を周知している。

【江戸川清掃工場建替工事
現場見学会の様子】



(6) 海外からの見学者の受付

清掃工場においては、東京都時代から広く海外からの視察者や研修生を受け入れてきたが、清掃一組に事業移管後は、平成23年度に清掃事業国際協力室を設置して、海外諸都市における廃棄物問題の解決を支援するための国際協力事業を展開することとなり、海外からの見学者の受付は清掃事業国際協力課を窓口として行うこととなった。

新型コロナウイルス感染症の流行前の令和元年度には、過去最多の年間6,230人、見学者全体の約11%を海外から受け付けていたが、令和2年度からは施設見学自体が中止となり、その後は令和4年度から政府や大使館関係の行政視察や、国際協力機構(JICA)等の政府関係団体からの研修生を対象に受け入れ事業を再開し、令和5年度は50件、741人(全体の約2%)の実績となっている。

訪問先の工場は、基本的には相手側の希望により選定しているが、設備の整った最新工場や、交通アクセスの良い工場、「東京ごみ戦争歴史みらい館」(資料室)が併設されている杉並清掃工場が希望されることが多く、見学者数は工場ごとに大きくばらつきがある状態である。令和5年度に海外からの見学者が多かった工場は、杉並清掃工場で172人(海外全体の約23%)、新江東清掃工場が153人(海外全体の約21%)となっている。

(7) 施設見学に使用する資料等

一般向けの見学と小学生の社会科見学には、清掃一組総務課が作成する「ごみれぼ23」と「ごみれぼ23 kids」を配布資料として使用している。外国語版は、英語、中国語、韓国語版を用意し、これらの資料は清掃一組ホームページからも閲覧やダウンロードをすることができる。

加えて、一般向けの見学や行政視察には、各施設がしゅん工時に独自に作成している工場パンフレット(英語との二か国語対応)を使用し、施設の特徴等を説明している。この工場パンフレットについては、ホームページ掲載はなく、来場者にのみに配布をしている。

これらの資料は基本的には東京都時代から引き継いだ手法で継続的に作成している。

【清掃一組ホームページ 見学時に配布している資料】



なお、新型コロナウイルス感染症流行の影響を受け、見学者数が減少したことを受け、令和5年度についてはこれらの印刷物に追録版を挟み込んで在庫を有効活用することとした。

また、外国語版については版下のみを作成し、清掃事業国際協力課や各工場・所が、必要に応じてプリントアウトをして使用している。

令和6年度の印刷物作成予算は、総務課作成の「ごみれぼ23」8万部と、「ごみれぼ23 kids」16万部分で5,608,000円となっており、工場が独自に作成したパンフレットの増刷分は、2,693,603円で、合計8,301,603円となっている。

(8) 工場見学施設の整備

清掃一組の工場建設工事においては、平成22年度の大田清掃工場建設工事と練馬清掃工場建替工事以降、総合評価落札方式で落札者を決定している。

令和5年度にしゅん工した目黒清掃工場建替工事における施設見学に関連する技術評価項目としては、大項目「社会的要請への対応に関する項目」、中項目「地域環境との調和」、小項目「見学者への配慮」が定められており、事業者から提案されるコンパクトな見学動線や、見学者の興味を引く工夫等が評価され、加点される仕組みとなっている。

また、建設部においては、清掃工場建替工事の「標準仕様書」を作成しており、見学者動線や資料展示スペースの設置について基本的な事項を定めるとともに、説明用映像装置の設置、設備機器説明装置や説明板の設置等についても標準的な考え方を定めている。

仕様書の内容を基本に、上記の事業者からの提案により見学設備や映像の原案が作成され、その後適宜、関係所管との調整や確認を取りながら見学設備を完成させている。

◎第2章-2では、現在行われている施設見学の実施状況と処理の流れについて整理をした。組織内の役割分担により円滑に事業が実施されており、具体的な事務の流れについては東京都からの事業移管時から、ほぼ変わらない手法で実施されていることがわかった。

3 施設見学を取り巻く環境の変化

近年の清掃事業を取り巻く環境変化や住民ニーズの変化について、関係所管への聞き取り調査や他自治体への訪問調査等をもとに整理をする。また、施設見学に従事している職員へのアンケートを実施し、担当者の実像や要望等を調査した。

(1) 清掃工場建設費の高騰と施設の長寿命化について

清掃一組では、保有する21か所の清掃工場について、老朽化に応じて順次計画的に建替工事や延命化工事を行っているが、資材価格と労務単価の上昇により全国的に建設コストが高騰しており、10年間で処理能力1トンあたりの単価が3倍近くに上昇をしている。

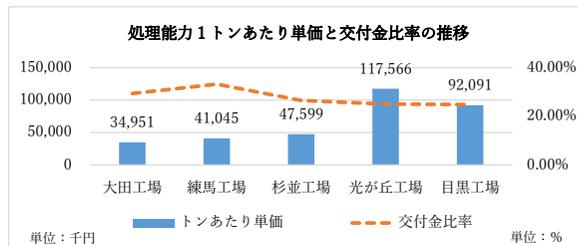
見学設備については、国の循環型社会交付金の対象設備になっていないこともあり、全体のコスト低減のために、簡素でありながらも効果的なものとなるよう工夫をしていくことが求められている。

【建替工事費と交付金の交付金額】

(単位:千円)

	しゅん工年	焼却能力 (トン/日) (A)	建設工事費(B)	トンあたり単価 (B/A)	交付金額(C)	比率(C/A)
大田清掃工場	平成26年	600	20,970,682	34,951	6,168,101	29.41%
練馬清掃工場	平成27年	500	20,522,718	41,045	6,821,900	33.24%
杉並清掃工場	平成29年	600	28,559,370	47,599	7,566,560	26.49%
光が丘清掃工場	令和3年	300	35,269,661	117,566	8,826,296	25.03%
目黒清掃工場	令和5年	600	55,254,353	92,091	13,722,207	24.83%

*工事費には解体工事、監理委託等を含む。



建設課への聞き取り調査からは、総合評価落札方式による事業者選定においては、評価指標で工夫を求めていることから、事業者側からは、簡素化というよりは、工場見学の魅力により高めるような内容が提案される傾向にあるとのことである。

これまでの具体例としては、モニター映像等で焼却炉の内部が体験できる装置、ごみを焼

却炉に投入する様子を真上から見る事ができるような通路、ごみ分別ゲームの導入などが事業者の提案により実現し、見学者には概ね好評を得られているとのことである。

しかしながら、既に、延命化工事で長寿命化を図っている工場において見学施設の老朽化や補修にかかる費用が問題となっていることから（*見学担当職員へのアンケート調査結果参照）、今後はこのような設備（ハード）面の充実について、メンテナンスや費用対効果の面から検証をする必要が出てきている。

また、建設課への聞き取り調査では、現在建替えが進められている工場については、観察窓の数の絞り込みや、上下階への移動のないワンフロアの見学動線などを工夫しているとのことであったが、建設担当部署では、法令に基づき工事を安全に行い、ごみ焼却や環境対策の機能を万全にすることが最優先であり、見学動線や説明内容の検討は、機器の配置等が概ね決まった後に行う難しさがあるとのことであった。

このことから、見学整備のあり方や基本的な方針は、あらかじめ一組組織内で定めておくことで、施設や設備を簡素化し、建物全体を小さくすることで建設コストの抑制に繋がれる可能性があることがわかった。

特に、清掃一組は保有している施設数が多く、地域的に隣接しているものも複数存在しており、今後全ての建替工場に見学設備を充実させていく必要性は低いと考えられる。交通アクセスや見学者数などを勘案し、見学設備を充実させる工場と簡素化させる工場を整理するなど、メリハリをつけた整備をしていくことも可能である。

このような施設整備に関する課題についても、全体としての考え方や方向性をまとめ、より効果的・効率的な施設整備となるよう検討する必要がある。

【モニター画面で炉内を体感できる設備やゲーム、見学者用アトラクション】



(2) 他自治体の見学設備の傾向

監査事務局では、今回の行政監査の実施にあたり、他自治体の比較的新しいごみ処理施設に訪問調査を実施した。

①平成29年にしゅん工した武蔵野市の武蔵野クリーンセンターの見学設備は、自由見学が可能な設計となっており、ごみ処理の流れを解説するDVDを視聴した後、ワンフロア、一筆書きの動線で、実際に近くで実物を見ることのできる設備に観察窓を絞ったシンプルなものとなっていた。

しかしながら、観察窓は大きく、外観ではわかりにくい設備の前には、内部の構造を動画で見ることができるモニター画面や、運営事業者の手作りパネルが設置されており、工夫を凝らした展示がなされている。また、センター内にはコミュニティスペースや学び体験のできる環境啓発施設が併設されており、地域に広く開放された環境学習拠点となっている。

②平成27年にしゅん工した、さいたま市の桜環境センターには、ごみ処理施設の他に、リサイクルセンターと有料の余熱体感施設（露天風呂・ウォーキングプール・レストラン）が設置されており、施設全体としては毎日1,000人を超える来場者があるとのことであった。

そのため、ごみ処理施設の見学についても団体見学のほか、予約なしの当日参加の見学が可能に対応しており、併設された環境啓発施設では体験型、参加型のイベントも実施されている。

【桜環境センター外観】



どちらの工場も、近年、環境省が提唱している「地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設」として整備され、地域に開かれた建物設計となっており、小学生の環境学習だけでなく、市民が気軽にごみ処理や環境について学べる工夫がなされている。

施設整備の視点だけでなく、地域住民との協働による事業運営など、ソフト面においても今後清掃一組が参考にすべき点が多々見受けられた。

【武蔵野クリーンセンター見学設備】



(3) コロナ禍を経た見学者ニーズの変化

新型コロナウイルス感染症の流行以前には、毎年約5万人を受け入れてきた施設見学事業であったが、令和2年度から令和3年度の11月まで、すべての施設で見学者の受入れを中止することとなった。

その間、総務課においては、見学者用に使用している映像資料の動画共有サービスへの公開や、インターネットを活用したオンライン見学会の試行などを行った。

またコロナ禍では、オンライン授業などで学校教育のデジタル教材の活用が進み、まとも学習や発表等を、タブレット型パソコンを活用して行う場面も増えたことから、これまでの紙資料の配布だけでなく、電子媒体による情報発信が求められるようになってきている。

なお、東京都下水道局においては、コロナ禍を経て、公式ホームページや動画共有サービスに、下水道教育のコンテンツやデジタルサイネージ（電子ディスプレイなどを活用した情報発信システム）を整備し、児童生徒や学校関係者等への情報発信を充実させている。

【東京都下水道局ホームページ「下水道アドベンチャー」 下水道教育写真素材集】



【東京都下水道局ホームページ「有明水再生センターリニューアル」】



解説パネル



デジタルサイネージ

コロナ禍でもう一つ大きく変化したのが、海外からの見学者への対応であった。渡航が困難な期間は、オンラインによる工場見学や、実務担当者向けの研修を実施して、環境省や JICA 等のプログラムを通じた海外人材の育成に貢献した。オンラインの手法を取り入れることで、収集運搬を担当する 23 区や遠方の国々の担当者と、大勢で同時に交流が可能となる等、情報発信の幅が広がっている。

また、国際協力課では、コロナ禍で工場見学が実施できなかった期間に、国際協力に関する基本方針を整理し、新たに区民向けの啓発活動として、区が主催する環境研修会等に参加し、出前講座を実施する取組を開始した。「海外のごみ問題を通じて身近なごみについて考えてもらう」というテーマで、国際協力で得られた知見や、23 区のごみ処理について紹介をしている。

国際協力課への聞き取り調査では、海外からの様々なニーズに応えながら、工場の見学担当職員と一緒に協力事業にあたっていること、また、23 区との連携による新たな普及啓発の取組を行っている様子がうかがえた。

【国際協力事業のオンライン研修の様子】



【区民向け講演会「海外のごみ問題を通じて身近なごみについて考えてもらう」の様子】



(5) 施設見学担当職員の育成 (アンケート調査結果を踏まえて)

① 見学担当の実態

清掃一組職員にとって、施設見学は住民と直接対話することのできる非常に貴重な機会であるものの、通常、職員は別の担当業務を持ちながら見学業務に従事している。

監査事務局では、清掃工場と中防処理施設管理事務所の見学担当職員へのアンケート調査を実施し、従事する職員の年齢層や経験数、業務にあたっての負担感等、要望等を調査し、17 工場、中防処理施設管理事務所と大田清掃工場見学業務受託会社の合計 19 施設から回答を得た。

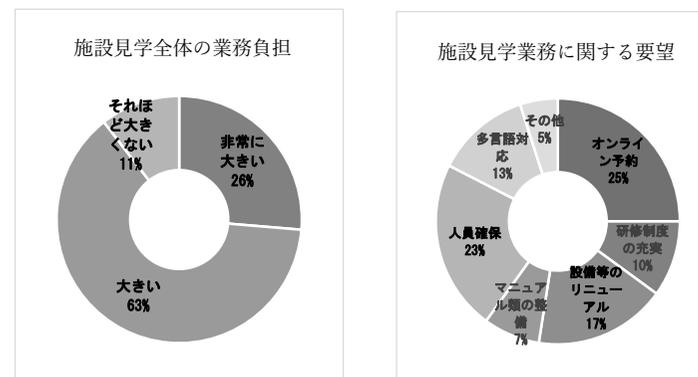
その結果、施設見学を担当している職員は、20 歳代以下の担当職員が 33.3%、経験年数 5 年以下の経験年数の浅い職員が 55% となっていた。工場内では、異動や担当替えなどもあることから、見学対応に必要な知識スキルを、工場・所内だけで継承していくことが難しいという意見も寄せられた。

また、担当者の男女別割合については、清掃一組全職員に占める女性職員の割合が約 7% にすぎないにも関わらず、女性の見学担当者が 4 人、21% 存在していた。このことは、「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」等で、今後清掃一組が積極的に女性職員を採用、登用していこうという方針を掲げる中で、特に学生や地域住民に対し、ポジティブな印象を与える結果となっている。

② 施設見学に関する負担感や要望

見学業務に関するアンケート結果からは、施設見学に対しては、89% が業務負担感を感じており、オンライン予約システムの導入 (25%) や人員確保 (23%)、施設のリニューアル (17%) を望む意見があることを確認した。

その他にも、多言語対応 (13%)、担当者向けの研修制度の充実 (10%) やマニュアルの整備 (7%) を求める意見がアンケートに寄せられた。



設備等のリニューアルを望む意見については、しゅん工から長い年月が経過している工場から、見学設備の維持管理、見学用DVDの定期更新等が要望されている。

また、清掃一組の施設で唯一、自由見学を実施している墨田清掃工場からは、口頭での説明がなくてもわかるよう、職員が手作りで説明パネルを充実させる必要があり、見学に活用できるデータ等の充実、提供を望む意見があった。

なお、今回のアンケートでは、小学校等の団体見学の説明内容に、文部科学省新学習指導要領における「社会」「第4学年」「環境」の内容や23区のごみ減量施策の内容を反映しているかを調査したが、反映は22%、一部反映は33%と、約半数の結果となった。

清掃一組の施設見学の経緯やその目的については、担当者が十分に理解した上で従事することができるよう、研修やマニュアル整備等、組織としての対応が求められる。

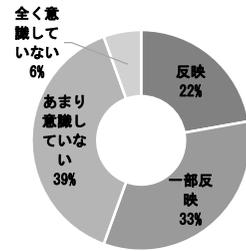
さらに、来場者へのアンケート調査を実施している工場は6工場、一部実施が3工場、合わせて45%という結果であった。

一部実施とは、個人見学会やイベント時の見学会の際には実施するというものであったが、いずれも工場・所の独自の判断で行われているもので、一組組織としてはアンケート実施が徹底されていないことがわかった。

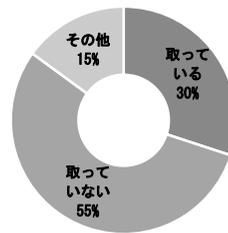
その他の自由意見は、下記のとおり。

- ・定期補修工事（オーバーホール）の繁忙期と重なる時期に小学生の対応が集中しているが、多少無理をして受け入れている。
- ・オンライン予約システムの導入で申し込みのハードルが下がり、件数が増えることで苦情や業務負担が増えることが心配。
- ・中防処理施設で大規模な火災があったことを受けて、二次電池の対策についてのスライド説明や、動画を見ることのできる二次元バーコードを掲載したチラシを配布し啓発を行っている。

文部科学省新学習指導要領や23区のごみ減量施策の反映



来場者アンケート実施状況



このように、今回実施した担当者アンケートの結果からは、工場・所の職員が、それぞれ工夫を凝らし、マニュアルの整備や展示物の充実を図っているが、一定の業務負担感もあり、組織的な支援や対応を求める声があることを確認した。

また、見学者へのアンケートを実施している工場への聞き取り調査によれば、見学者の感想や満足度は概ね良好なものが多く、そのような見学者の声は担当者のやりがいや改善意欲にもつながっているとのことであった。

第2章 まとめ

清掃一組が実施している施設見学事業は、区民にごみ減量や施設建設の必要性を理解してもらい、行政の施策に協力してもらおうことを目的とした普及啓発活動の、最も効果的な手段として始められた。

平成12年4月の清掃事業の区移管後は、区民への普及啓発活動に法的な根拠を持つ23区と、実際の施設見学を実施する清掃一組が組織として分断されることとなったが、一組事業の広報を目的として、各施設や関係所管が様々な工夫をしながら施設見学事業を維持してきた。

今後も、建設費の高騰や職員の確保など取り巻く環境に適応しながら、見学者ニーズに的確に答えていくためには、さらに効率的で効果的な事業のあり方を、一組組織として検討をしていく必要がある。

第3章 外部の専門家による実施状況の確認

1 行政監査に伴う技術調査委託の実施

今回の行政監査にあたっては、外部の専門的な知見から客観的な評価を得るために、技術調査委託を実施し、建設部門と経営工学部門の技術士5名による実地調査、聞き取り調査を行った。

調査の概要は以下のとおり。

(1) 調査機関

一般社団法人 東京技術士会 代表理事 二宮孝夫

(2) 調査日程

令和6年8月15日 事前書類調査

令和6年9月4日 目黒清掃工場実地調査、工場職員・建設課担当者への質疑

令和6年9月26日 渋谷清掃工場実地調査、工場職員への質疑

(3) 調査内容

- ・施設見学の内容や案内等対応が、学習指導要領等に沿った効果的なものとなっているかの評価を行う。
- ・施設見学の予約方法等実施方法が、見学者である区民その他のニーズや利便性に配慮したもののかの評価を行う。
- ・見学者説明設備や見学動線が、経済性や効率性に配慮したものとなっているか、また施設のバリアフリー対応についての評価を行う。

2 調査結果と技術士からの提言

上記の5名の外部技術士による、実地調査や聞き取り調査を踏まえた評価としては、「主に小学生に理解してもらう設備として目黒清掃工場・渋谷清掃工場ともに概ね適正」との評価を受けることができた。

特にハード面については、「施設のバリアフリー対応についても「東京都福祉のまちづくり条例」に準拠し、全ての人が施設を円滑に利用できる施設として、スロープやエレベータによる上下移動、広い通路の確保など



【技術士による実地調査の様子 目黒清掃工場】

移動等円滑化経路等を踏まえた設計になっている。」

「ユニバーサルデザインの観点から外国人見学者に対して説明設備に多言語対応がなされている」、「工夫を凝らした見学設備や分別ゲーム等についても学習効果が期待される」等の好意的な評価を受けることができた。

しかしながら、施設見学の目的やあり方、経済性や効率性の観点からは、報告書記載の内容のみならず、実地調査や聞き取り調査の際に様々な提言が寄せられた。内容を抜粋して記載する。

なお、「行政監査に伴う技術調査委託報告書」全文は清掃一組ホームページに掲載している。

(見学整備の設置方針について)

○清掃工場建設時の見学者設備については、組織として施設見学の目的やあり方や方針を決定しておくことで計画設計の効率化が図れると思われる。

○今後の見学施設の建設費削減を考えるのであれば、建替計画において、団体見学用施設を全ての工場に設置するのではなく、団体来場者数実績を考慮し、団体見学施設を設置する工場を限定する計画が有効と考える。

○今後、新工場の見学施設を検討するにあたっては、職員による説明とするか、自由見学への対応機能も備えることとするのか、方針を定める必要がある。

(観察窓と見学ルートについて)

○観察窓から覗いても設備全体が見えず構造が理解しにくいものや、機器の外観しか見えないものがあった。

○観察窓の位置や、上下階への移動の必要性を考慮して見学ルートを検討すれば、見学者用エレベータの数を最小限にすることができる。



【焼却炉内体感設備 目黒清掃工場】



【灰バンカの観察窓 目黒清掃工場】

(説明パネルについて)

○各工場には多言語の説明を聞くことができる説明ボタンが設置されているが、海外からの見学者対応は特定の清掃工場を指定して対応されることが望まれる。

○説明パネルのハード面での更新は、費用面で大変なため、見学者が二次元バーコードからホームページにアクセスする方法や、デジタルサイネージ（電子表示媒体を使って情報を発信するシステムの総称）の採用を提案する。見学会場ごとに特徴を持たせることも可能であり、かつ説明内容の更新も容易で最新情報の提供が低コストで提供できる。その際に、見学者説明設備費については個別の工場建設費で賄わずに、組合としての広報費に計上して一括管理することが望ましい。

○職員が案内することが前提であれば音声説明機能は不要である。

【各工場の説明パネル * 動画や多言語の音声説明に対応】



(紙資料の削減や説明内容について)

○都内の小学校では文科省の GIGA スクール構想により、タブレット端末がほぼ 100% 導入されている。見学者用パンフレットとして配布している印刷物は、希望者のみの配布にする、またはホームページからの閲覧を積極的に案内することで、紙ごみの削減、作成経費（年間 8.3 百万円）の削減を図ることができる。

○CO2 排出係数のきわめて小さい電力を発電していることをうまく PR されると良い。



【目黒清掃工場で見学者時に配布される資料 * 用途に合わせて選択して使用】

(予約方法の改善について)

○利用者の利便性向上と職員の負担軽減のために、見学予約方法については、スマートフォンやタブレット端末などのスマートデバイスによる予約管理アプリを導入する。全工場の予約を一括で管理することにより省力化と間違いを防止することができる。

(見学者アンケートの実施について)

○見学者からの運用面の評価を得る機会は貴重かつ重要である。見学実施後に小中学生の指導者や一般見学者の幹事などからは、見学実施に対する詳細な評価を得るべきであり、そのような目的に応じたアンケート内容を充実させることが望ましい。その場合、各工場で共通のアンケート項目を整備し、定量的な評価データとして整理することが望ましい。

○見学施設に対する見学者の評価を知るためのアンケートについても、スマートデバイスと汎用アプリケーションを使うことでアンケート収集と結果の集計も自動化できる。

○アンケート結果を、オンライン予約システムの導入やその他のシステム構築の参考とすることが望ましい。

第4章 監査結果

1 施設見学の評価と改善を求める事項

清掃一組の清掃工場と中防処理施設は、地域住民や小学生を中心に多くの見学者を受け入れ、23区清掃事業の普及啓発活動の一翼を担ってきた。

特にごみが急増した高度経済成長期においては、ごみ減量やごみ焼却への住民の理解と協力を求める上で、ごみ処理の実態にふれてもらう経験は非常に重要なものであった。

また、昭和46年度から社会科見学の訪問先として小学生を受け入れるようになったことで、環境学習・環境教育の場としての整備を充実させてきた。

子どもの頃からの、実体験を交えた環境教育が継続されてきたことにより、住民の清掃工場への理解や信頼度は確実に向上しているものと考えられ、長年施設見学が果たしてきた役割を評価することができる。

さらに、日常的に住民と接する機会が少ない清掃工場等の業務の中では、見学者の受入れは、職員が直接事業について説明し、反応や意見を聞くことのできる貴重な機会であり、清掃一組の広報・広聴機能、職員育成機能としても重要な役割を果たしていると評価できる。

このように、今回の行政監査においては、現在の清掃一組の施設見学について、概ね適正に行われてきたことを評価するところであるが、今回調査を行った様々な環境変化や、外部の技術士による技術調査委託の結果を踏まえ、以下の3点の着眼点から改善を求める。

着眼点1 施設見学の内容やコンセプト・事業目的が明確か。

清掃一組の施設見学の実施方法や内容、使用する資料等は、清掃事業移管後も大きな見直しをすることなく、同じものが継承されてきた。取り巻く環境の変化を踏まえ、清掃一組組織としての事業目的や、見学者に伝えるべきコンセプトを今一度明確化し、区民と職員に示していく必要がある。

特に、学習指導要領の改訂方針を踏まえ、ごみ処理の必要性や仕組みを理解するだけでなく、ごみ減量や環境問題の解決に、協力を促す「行動変容」を起こすことのできるような内容にすべく、見学設備や手法を一層進化させていかなければならない。

また、現在は各清掃工場・所や関係各課が、各々で対応を検討しているが、一組組織として取りまとめや全体調整を行う組織が存在していないことは問題である。

施設見学は広報事業の一環であることから、広報部門において取りまとめを行い、戦略的に事業を展開していくことが望ましい。

着眼点2 施設見学の実施方法が、区民ニーズや利便性に配慮したものとなっているか。

行政ニーズや満足度を把握するためには、対象者へのアンケート調査は不可欠である。

しかしながら、現在は見学者へのアンケート調査が徹底されておらず、区民ニーズを十分に把握できていない。このことは、行政機関の「公聴」機能としても不十分な状態である。

施設見学の目的や、伝えるべき内容を明確化し、アンケートにより効果測定を行いつつ、

今後検討が必要なオンライン予約システムや環境学習サイトの設置等、新たなニーズについても、区民要望をしっかりと聞き取りながら対応を検討されたい。

今回、外部の専門家による訪問調査を実施した渋谷清掃工場からは、独自に実施した見学者アンケート結果が提供されたが、その回答の中には、教員の「工場の職員の方々の日々の苦労話をお聞きしたい」という要望が書かれていたものがあつた。

日々、清掃事業の最前線に従事している職員の体験談が、見学者の行動変容に大きな影響を与えるであろうことは想像に難くない。見学説明時や、清掃一組ホームページにおいても、一組職員がどのような姿勢で職務に従事しているのか、どのような事象に困っているのか等、具体的に伝えることができるように工夫をしていくことが重要である。

さらに、渋谷清掃工場の個人見学会には、毎回、渋谷区清掃事務所の協力によりスケルトン清掃車が来場し、積み込み体験ができる、また、正しい分別の方法なども聞くことができるということで、非常に満足度が高いとのことである。

これまで清掃一組は、清掃工場の設備（ハード）面を中心に工夫を重ねてきたが、今後はこのような、23区との連携や、担当者の創意工夫など、ソフト面の対応を充実させることにより、見学者の満足度をさらに大きく向上させ、環境学習拠点としての機能を発揮することができると考えられる。

その際、職員の育成は何より重要である。区民と直接ふれあうことのできる見学会の場面では、一方通行ではない対話型のコミュニケーションが可能である。単なる説明ではなく、区民と心を通わせ、話をするところができる人材を、職種を超えて育成していくことが大切である。

着眼点3 施設見学の実施方法やあり方が、経済性や効率性に配慮したものとなっているか。

施設見学事業をさらに効果的、効率的に実施していくためには、着眼点1・2で述べた、基本方針の明確化と見学者アンケートによるニーズの把握が不可欠である。

まず、工場建設費の高騰と、見学者数の工場ごとのばらつきを踏まえると、今後も全ての清掃工場にフルスペックの見学設備を設置していくかどうかは検討が必要である。

一方で、環境学習用のホームページの整備や、他自治体の「科学館」「見学館」のような、予約なしで自由に見学できる総合的な環境学習施設についても、23区との連携や協働を前提に検討を進められたい。

このような総合的な広報機能の強化には、組織体制の整備が不可欠であり、また、組織及び運営の合理化の視点からも、現在、総務課と国際協力課で分担している広報・広聴に関する事業は統合・一本化させていくことが望ましい。

なお、今回、技術士からの提案にもあつた工場建設時における観察窓の絞り込みやルートの再考、展示方法へのデジタル技術の採用、さらには紙パンフレットの削減等の具体的な提言は、事業費削減に即効性が見込めるものである。

特に、技術士からの「区民にごみ減量を呼びかける工場見学で、これほど多量の紙資料を

配るのは考えるべき」という厳しい提言は真摯に受け止め、デジタルコンテンツへの移行を早急に検討されたい。

2 総括意見

以上、施設見学について現状を点検し、検討や改善を求めてきたが、最後に総括的な意見を述べる。

今回、清掃一組にとって区民との重要な接点となる施設見学をテーマに行政監査を実施したが、施設見学事業は、まさに清掃一組の「広報事業」そのものであることを再確認することができた。

清掃事業に係る広報事業は、ごみ処理の仕組みを伝えるだけでなく、その意義や困難性を伝え、ごみ減量や分別協力への区民の行動変容を促すものでなくてはならない。そのため、常に区民の声を聴き、広報事業をより良いものに改善し、情報発信を続けていく必要がある。

今回の行政監査では、区民・事業者へのリサイクルの推進、廃棄物の適正処理の意識啓発については、区長の責務とされ、区条例に根拠があることを確認したが、各区には事業の実態を目にすることができる施設は少ない。施設を運営する清掃一組が23区と常に緊密に連携をしながら、その役割を果たしていくことが重要である。

23区は令和5年10月に、2050年「ゼロカーボンシティ特別区」の実現に向けた共同宣言を行い、温室効果ガス削減の取組を推進している。このような23区が目指す施策の方向性を、清掃一組職員がしっかりと共有し、適切な情報発信ができるようにしていかなければならない。

また、令和5年6月30日に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」には、清掃工場は、地域のエネルギーセンターとしての機能とともに、処理工程の見学など環境教育・環境学習の場としての機能を有している特長を十分に活かし、「地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備」を進めることが重要であると示されている。

このような環境の変化も踏まえ、今後、清掃一組が区民に何を伝えていくべきかという「広報戦略」を練ることで、施設整備のあり方や、職員の人材育成についても目指すべき姿が明確になる。

これまでの長年の施設見学で培った清掃一組職員のノウハウを十分に活かしながら、清掃工場の新たな価値を創出していけるよう、ハード・ソフト面からのさらなる充実を期待する。

最後に、今回の行政監査は、長年実施されてきた施設見学事業の経緯や目的を見つめ直し、外部の視点からの確認と提言を受けるものであった。

安定的に継続されてきた事業も、外側からの新たな「気づき」が与えられることで、さらなる進化を遂げることが可能となる。

清掃一組には、長年変わらず継続してきた事業が数多く存在している。外部からの視点や意見を積極的に取り入れ、さらに経済的で効果的な、区民のための事業が推進されるよう、一層の努力を重ねられたい。



6清監第124号
令和7年3月6日

東京二十三区清掃一部事務組合
議 会 議 長 殿

東京二十三区清掃一部事務組合
監査委員 山本 泰人
監査委員 大沢 たかし

令和6年度財政援助団体等（東京エコサービス株式会社）
監査の結果について（報告）

このことについて、地方自治法第199条第7項の規定に基づき下記のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

なお、前監査委員樋口高顕及び池田裕一は令和6年6月25日まで関与し、山本泰人監査委員及び大沢たかし監査委員は同年6月26日から関与しました。

また、橋本正彦監査委員は地方自治法第199条の2の規定により本監査については関与していません。

記

1 監査実施期間

令和6年5月7日から令和7年2月18日まで実施した。

2 監査対象

東京エコサービス株式会社

3 監査の範囲及び方法

令和5年4月1日から監査当日までの書類について監査した。

出資目的に沿って適正かつ効率的、効果的に執行されているか、その経営状況は安定しているかを主眼として、書類審査及びヒアリングにより監査を実施した。

4 監査の結果

概ね適正に執行されており、特に指摘する事項はなかった。

5 意見

東京エコサービス株式会社の経営理念を実現するため、中期ビジョンの下、引き続き適正な執行をされたい。

議

案

議案第十三号

中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
右の議案を提出する。

令和七年三月十八日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 吉住健一

一 次のとおり中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について。

二 契約の目的 中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結
三 契約の方法 随意契約
四 契約の相手方 六億二千五百九十万円
大阪府大阪市住之江区南港北一丁目七番八十九号

代理人 カナデビア株式会社 桑原道

東京都品川区南大井六丁目二十六番三号

カナデビア株式会社
東京本社
環境営業統括部長 金谷孝之

五 工期 契約確定の日から令和七年八月一日まで

(提案理由)
東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分
に関する条例(平成十二年条例第三十八号)第二条の規定により、本案を提出します。

議案第十四号

多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
右の議案を提出する。

令和七年三月十八日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 吉住健一

一 次のとおり多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について。

二 契約の目的 多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について。
三 契約の方法 随意契約
四 契約の相手方 兵庫県神戸市中央区脇浜町一丁目四番七十八号

代理人 取締役社長 佐藤 幹雄

東京都品川区西品川一丁目一番一号
株式会社神鋼環境ソリューション
東京支社
東京支社長 西山学雄

五 工 期 契約確定の日から令和七年八月十五日まで

(提案理由)
東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分
に関する条例(平成十二年条例第三十八号)第二条の規定により、本案を提出します。

議案第十五号

豊島清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

右の議案を提出する。

令和七年三月十八日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 吉住健一

一 次のとおり豊島清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について。

二 契約の目的 豊島清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について。
三 契約の方法 随意契約
四 契約の相手方 兵庫県神戸市中央区脇浜町一丁目四番七十八号

代理人 取締役社長 佐藤 幹雄

東京都品川区西品川一丁目一番一号

株式会社神鋼環境ソリューション

東京支社 東京支社長 西山学雄

五 工 期 契約確定の日から令和七年八月八日まで

(提案理由)
東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成十二年条例第三十八号)第二条の規定により、本案を提出します。

議案第十六号

有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
右の議案を提出する。

令和七年三月十八日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 吉住健一

一 次のとおり有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について。
二 契約の目的 有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結する。
三 契約の方法 随意契約

四 契約の相手方 神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目四番二号
三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

代理人 神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目四番二号
三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社
国内事業部
営業部長 二橋 仁郎

五 工 期 契約確定の日から令和七年八月一日まで

(提案理由)
東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分
に関する条例(平成十二年条例第三十八号)第二条の規定により、本案を提出します。

議案第十七号

葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

右の議案を提出する。

令和七年三月十八日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 吉住健一

一 次のとおり葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について。

二 契約の目的 葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について。
三 契約の方法 随意契約
四 契約の相手方 兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目二番三十三号

代理人 株式会社タクマ 南條博昭

東京都港区芝浦三丁目九番一号

株式会社タクマ

東京支社

支社長

丸田元太

五 工期 契約確定の日から令和七年七月二十五日まで

(提案理由)

東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成十二年条例第三十八号)第二条の規定により、本案を提出します。

令和7年第1回臨時会
東京二十三区清掃一部事務組合議会会議録

令和7年5月 発行

編集発行 東京二十三区清掃一部事務組合議会事務局
千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館20階
電話 03(5210)9729

印 刷 物 登 録
令和7年度 第〇号

この冊子は再生紙を使用しています。

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。